

れども、本数では十年前に比較すると三分の一ぐらいに減つてゐる。そういう意味では予算の組み方、並びにこれに対処のしかた、こういう点について再検討すべきではなからうか。それと同時に、私はこの機会に、では一体どういふ補助制度をとつておきますけれども、帝石及び石油の今日の経営内容、成績というものは、通産省としては一体どのように把握し、受けとめておるか、この点を承つておきたいと思ひます。

○政府委員 帝石につきましてもこれは歴史の古い会社でございます。国内において主として事業を行なつてきたといふことでもありますが、現在は大連などの石油開発、これにも乗り出してあります。また遠くはアフリカのナイジェリア方面にまで、関係企業との提携という形で石油の探鉱に乗り出しておるといふことで、事業としてはやはり資源の開発というところに徹しまして前向きな経営方針で臨んでおるといふことでもございます。それぞれプロジェクトに対してしまして国としても石油公団を通じて所要の助成を行なつておるわけでもありますが、やはり国内で相当歴史があるだけに、相当優秀な技術者を持つておるこれは貴重な存在ではないかといふふうに考えております。やはりこれを一つの柱にいたしまして、必ずしも経営内容良好とは思つておりませんが、この経験を生かして育てていくという姿勢で臨みたいとかういふことを考えております。

○岡田委員 旧SK、公団の事業本部でありまして、これを法律に従つて三年以内に民間に委託をする、分離をするといふことが石油開発公団法の制定にあつて定められたわけですが、その後今日の石油が開発をされておるわけですが、この石油は一体民間会社ですか、あるいは特殊法人に準ずる会社なんですか、どう性格づけをしたらよろしいでしょうか。

○政府委員 企業でございますからやはりそれぞれの歴史を背負つておるといふことは当然だと存じます。申すまでもなく、かつてのこれは

政府機関でございます。これが分離をいたしまして通常の私企業としてやつていくという基本方針でやつておるわけでございます。資本構成の面におきましては、まだ相当政府系統からの出資が非常に多いという過渡期的な存在だと思ひます。これが政府機関か民間機関かといふことであれば、法律上は明らかに民間のものである。石油開発公団はいろいろなところに開発プロジェクトに対して出資いたしておりますが、資本構成の面からいへばちやうど石油資源開発に準じたような形の開発主体といふものがほかにあろうかと存じます。ただ歴史がございまして、ここにもやはり国の事業として行なわれておつた時代からつちかわれた技術者といふものが帝石と並んで豊富にある。ほかの開発企業と比べますと相当な格差がある。この格差があるといふ意味におきまして、やはり国としては一つの柱として今後開発を担当させるということが方針でございます。

○岡田委員 純然たる公団の子会社、しかし資本金は百四十二億八千九百万ですか、ですからこのうちに大体九十億程度の国資が入つておるはずで、私はそういう意味において、前の法律の立て方からいへば三年以内に民間会社に移行するのだ、それには無理があるとわれわれは指摘をいたしておつたわけですが、むしろ公団の子会社にすべきではないのかといふような意見を述べたのであります。いやあくまでも民間にこれは分離をするのだ、では、いま局長が答弁されましたけれども、この公団の子会社である石油資源開発株式会社が今後民間にこれを移譲するといふ考え方があるのか、あるとするならば当然もうプログラムがきまつていなければならぬと思ひますが、この点はどうか。

○政府委員 私の承知しております限りでは、たとへば公団が持つております株式を民間に競売で売るとか、こういう計画があるとは承知いたしております。石油の探鉱開発というのはいまだへんなりスクマナーの要する仕事でございますから、先ほども申し上げましたとおりそれぞれのプロ

ジェクトに分かれてはおりますけれども、民間資本で一応できた開発株式会社に対して、政府といふものの大幅な助成がますます要請されておる昨今でございます。資金需要もSKの場合、今後とも非常に大きいたらう、かように考えますので、いいてこれを民間に譲渡しなければならぬといふことはないのでないか。ただ、あくまでも企業としての経営責任といふものは民間企業としてのあり方、これにおいてひとつ合理性を徹して、国から切り離した形で他の企業と同様の考えでやつてもらふ、こういう考えで切り離されておる、かように考えております。

○岡田委員 いまの局長の答弁では非常に問題点があると私は思ふわけですが、しかし、そのことを議論することが本質でありませんかそれ以上の具体的な議論はやめなければいけません、これからそれに関連して順次質問する中で考え方を確かめてまいりたい、こう思ひます。

私は、当時旧SKは不良資産が六十億程度ある、この指摘をしました。そんなにないといふ答弁でありましたけれども、その後非常に経営は順調にいきまして、毎年不良資産の消化を順調に行なつて、大体あと十億、これが消化できればほほほきれいな会社になる、こう私は見ておるわけですが、一方帝石の場合いま収支が黒字になりましたが、しかし膨大な負債の借金を払つて、利子を負担しておるといふ面、これが今後近い時間に急速に経営内容が好転するといふことは、なかなかその理解はできないわけですが、いづれにしても、今日生産する石油及び天然ガスによつてまあ一応小康を保ちつつ経営体制が築かれて、こう私は見ておるわけですが、

そこで、なぜこの問題をお聞きするかといふことは、すでに石油は新しく日本海洋石油資源開発株式会社をつくつて、一方出光日本石油資源開発株式会社が、これは出光興産の子会社でありますけれども、これをつくつて、いま大連などの開発に着手をしていくわけですが、報道されるところによれば、阿賀野川河口の沖合いの試験一号井では従来

の国内の最大油田を上回るだらうといわれる大規模のプロジェクトが開発されつつあるわけですが、そこで、この日本海の大連などの開発をする場合においても、石油は石油で子会社をつくる、もちろん鉱区等の関係もあつて出水も子会社をつくる、そしてこれに公団が半分ずつ出資をする、こういう中でいままの大連などの開発に着手をいたしておるわけですが、いわば、さらにまた子会社をつくつておるわけですが、言うならば公団の子会社、その次の孫会社、これが日本海洋石油資源開発株式会社であり、海外ではジャバックス・オーストラリア、ジャバックス・カナダ、こういう石油の子会社があるわけですが、そういう関連からいって、また昨今の国内の開発の内容等を検討いたしますと、いままに開発されている石油、天然ガスのライフがあるうちにはある程度順調にいくのです、それが量が減ればそれだけ経営内容が苦しくなつていくのではないかと、それを上回る国内の開発といふものはなかなかむずかしいのではないかと、私はこう考えざるを得ない側面があると思ふわけですが、そうしますと、この帝石の建て直しあるいはまた石油そのものの将来等考える場合に、少なくとも目の前にある大連などの開発について、企業が全然分離をされてしまふといふ形がそのままとられてしまふとするならば問題があるのではなからうか。もちろん公団が出資をしてる出資額については、将来営業に移る場合には現在それを出資している会社の株式の比率でこれを日本海洋石油資源開発株式会社に譲渡するといふ考え方はどうか、あるいは出光日本石油資源開発株式会社に譲渡するといふ考え方はどうか。譲渡されて営業段階に入つた場合には、この開発会社と石油の開発、あるいは今後おそろく直江津でも開発が進められようとしておる帝石の場合でも、そういう段階になれば帝石と一緒にこの企業を合同させていくという展望なのかどうか。その点が私はきわめて不明確だと思ふのでありますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○政府委員 帝石とか石油資源開発株式会社の

場合もさうでございすけれども、現在の日本の海外におきます原油の開発プロジェクトというのは、それぞれのプロジェクト投資会社というものが結成されて、それぞれ関連の企業がそれに對して出資を行なつて共同事業として行なうという形に相なつております。それに對して石油公団が政府の立場から出資をさらに行なうという事でございす。数が非常に乱立いたしまして非常にばらばらではないかという御批判がございまして、この点につきましては、私も、たとえばグループごとの統括会社の結成というようにことが望ましい方向であるという事で、少しずつではございすが、その方向に向かつて業界を指導し実績を出しつつあるという段階でございすが、やはり危険の分散という見地から一つの理由がございまして、それぞれのプロジェクトごとに企業をつくるというのを通じましてリスクの分散というところを行なつておるといふ面も事実としてあるかと存じます。したがって、石油資源開発会社なり石油石油の場合におきまして、石油資源開発会社という形で出資をする、出資者であるところの石油のユーザー関係の業界等の希望といふところは、大體だになつては、現在のところには国内、大陸だになつてもやはりプロジェクトごとの別会社というものがつくられていくというのが実は実情かと存じます。それにつきましても、政府が出資をしておる場合、これが成功すればこれは非常にけつこうなことでございまして、その場合には資金の回転の問題もございまして、また政府の助成の姿勢というものが、少なくとも現在までのところは一番リスクの高いところをめぐらして見ようという事でございまして、から、現在の時点の判断としては、やはりこれは一応民間に適正な価格で譲渡をして、回収した資金をまたリスクマネーとして、次の新しい探鉱資金として他のプロジェクトに回していくというのが現時点までの考え方ではございす。

○岡田委員 私、海外開発及び大陸だの開発はプロジェクトごとにそれぞれの会社がつくられておるのは承知をいたしておりますが、帝石及び石開の場合には歴史的にこの二社だけが国内で石油資源の開発を行なつておるわけですね。それ以外の会社は、その実績を持っていないわけですね。そのもとをたせば、帝石が、国策に従つてSKができて、鉱区の分譲を行なつて二社になつた、こういうことでございすから、その点の事情を十分勘案しなければ、ほかの場合と同一視することは非常に問題があるのではなからうか。開発に重点が向いていくわけですから、したがって出資している親会社と出資をされた子会社、大陸だの開発会社との関係を、長期的な視点に立つてこれを調整していくことが帝石及び石開の場合にはなければならないのではないかと存じます。日本海洋石油資源開発株式会社は石開の子会社であると同時に、これに對して公団から出資をいたしておるわけでありまして、その金は資本的には非常に似てゐるわけですね。六割強にかく公団の、国の資金が資本として石開に入つてゐるわけですね。そして石開、公団からこの新会社に投資してゐる。いわばこの会社はほとんど国の資金で運用されてゐる会社だ、こう言つて過言ではないわけですね。したがって、その関係をやはり整理をしていかなければ、私は将来問題を残すのではないかと、このように考へるわけですね。ですから、石開及び帝石について、大陸だを開発する新しいプロジェクトに對する新しい子会社がつかれた場合には、ほかの会社と同列で取り扱う、同列で常に問題を処理をしていくという考へ方は間違ひではないかと、やはりこの二社については考へ方を変えておかなければならないのではないかと、そして国内の開発を進めておる会社、大陸だを開発する会社、この関係を、結局帝石、石開の将来の任務が果たせる体制に焦点を合はしていくということがなければならぬと思ふのであります。この点はいかがでしようか。

○莊政府委員 わが国の大陸だの開発と一言で申しますが、たとえば島根県の沖合で、これは特に政府の資金は入つておらないと思ひますが、三菱グループがシェールと共同でやつておる。シェールが入つておるけれども、そこで出た原油というものは、当然にシェールもわが国で大きな石油事業をやつておるもので、すべて一滴残らず国内で使われるという事は、この事業が始まる前からもう明確になつておるわけではございす。幸いに御指摘のとおり、国と非常に歴史的にもつながりが深かつた、そして現在でも資金的に非常に密接な関係にありまして二社といふものがございまして、これが従来から国内の資源開発をやつておりました関係もございまして、わが国の民間企業のうちでは、大陸だにこの二社が代表選手としていま出つたところ、あるいは東シナ海等でも非常に積極的に努力をしつたところとございす。これはこれでやはり結果としては大陸だという問題の特殊性から考へまして、この事実といふのはこれでよかつたことではないか。いわゆる民族系の資本として大陸だを開発にとにかく先んずけて実績をだんだん出しつたところ、この実態といふものはこれは政府としても大切に育てていくという考へ方、今後とも対処をする、善処をいたしたい、かように考へております。

○岡田委員 国内石油資源開発には、私は、政府は二つの面からこの企業を温存し、開発任務に当たらせるといふ政策をとつてきたと思ふのです。一つは先ほど申し上げました試掘ボーリングに對する補助金政策、一つは採出した原油の引き取り価格、この二つの面で私はささえてきた、こう思ふわけですね。最近国内原油の引き取り価格も、帝石の見合いでこの価格が漸次低落をしてゐるわけですね。しかし国内原油は、御承知のようにサルファ・〇・一〇の優良原油であります。今回伝えられるところによれば、この一日からインドネシアの原油値上げ問題が出てまいりまして、これは一方的に一三・八〇値上げをする、こう通告されておるわけですね。そういったと、今度インドネシアが四月一日から一三・八〇の値上げを一方的に行なう、その場合の原油の価格と、現在の国内引き取り原油、帝石及びSKから引き取る原油の価格の値差といふものは、ほとんど変わらなくなつてくるのではなからうか。これらを試算した場合には、いままでも政策的にきめていた国内原油価格と、今度新たに値上がり分を含めたインドネシアの原油の引き取り価格、この点は一體どの程度の差になつていくのでしょうか、承つておきたいと思ひます。

○莊政府委員 大陸だの石油で、最近第一号ともいふべきものが阿賀野川沖で発見されたわけではございすが、〇・一〇といふふうな非常に低硫黄のものであつたと聞いております。ただ、まだ一本目の試掘井が成功したという段階でございまして、どれだけの広がりを持つた、またどれだけ量のある油田であるかといふことは、今後追加投資、つまり探鉱をさらに続けまして、詳細な調査をするといふことが必要な段階になつております。全体のそういう探鉱資金なりあるいは開発資金、これは近くでございすからあまりからなないんじやないかと思ひますが、もしも相当大規模な、大きな量の油田が確認されました場合には、これは非常に企業としても榮しものと申します。探算のいい大陸だの油田といふものが生産可能になる、こういうふうに見通されるわけではございすが、現在のところそういうあたりの見通しが明確ではございせん。明確ではございせんが、輸送コスト等を考へれば、これは明らかに日本の製油所を使う限りにおいては圧倒的に有利であらうと思ひます。

○岡田委員 私は今度の阿賀野川河口沖合の原油が〇・一%だ、この焦点をばって申し上げておるのではなくして、国内産の原油はサルファ〇・一%が常識であり、大陸だもすべて〇・一%程度であらうというのがほぼ地質学的に常識化されておるわけです。そういたしますと、インドネシアが一方的に、昨年以來今度は三度目になりますか、ミナス原油をはじめ次々と値上げを行なつてきておるわけです。しかもその八〇%はわが国が引き取り、その二〇%はアメリカが引き取っているわけですから交渉の余地はない。一方通告で終わりとはいふのがいままでの実例でもあるわけです。したがって、私が聞いているのは、政策的に定めた国内原油の引き取り価格と、今度のインドネシアの一三・八%引き上げられたそのわが国が引き取る価格との値差は一体どうなっているのか。さらにインドネシアの低硫黄原油というものは、毎年毎年上がっていく傾向にあることはもう間違いないと思うわけです。そういう意味では、従来定めてきた国内原油の引き取り価格、政策価格ですね、これはもうこのままずっと据え置いていくのか、そういう関係で調整をむしろ積極的にするのとかという問題がやはり当然考えられなければならないのではないかと思ふわけです。そういう傾向を一体どう見ているのかということをお聞きしたいし、そういう中から大陸だな資源開発の戦略的な新しい構築をしなければならぬのではないかという意見を私は持っているわけです。その点はいかがですか。

○駐政府委員 低硫黄の原油というのは、わが国全体として見ました場合には非常に需要が強いわけでございますから、これは輸入のものにつきましても、これは貴重品でございますから、ことさらに安い価格で大陸だなものは国内で売らせなければならぬということには非常に限界があろうかと思ひます。石油開発企業の体質の充実ということとは、世界のメジャーとわが国を比べた場合には非常におくれている点でございますから、そ

う点への配慮というものは国の政策としては同時になければならぬだろうと思ひます。ただ、セキユリティーという点から言ひまして、大陸だなの石油というものはわが国にとって非常に大切なものでございますから、コストがかりに、逆の場合でございますが、若干高くても、良質かつ豊富なものが見えれば場合には、国としてそれが放置されないような形、資源化するような政策こそむしろ大切な方向ではなからうか、こういうふう

に考えております。

○岡田委員 インドネシア低硫黄原油のこれから価格の動向の見通し、国内の原油の価格はわかつておりますから、これをひとつ別に資料としていたしたいと思います。

そこで、先般当たりました阿賀野川河口沖のプロジェクトは、いまの油圧傾向からいって一油井当たり日産大体千バレルぐらい見込まれるのではないかとわかれておるわけです。したがって、将来このプロジェクトが二十本の油井を掘って、三層で平均で日産千バレル出ると仮定すれば、これは二万バレルという数字になるわけです。いま、インドネシアのスマトラ石油会社ですか、これはもう生産されておりますけれども、大日産三万バレル、こういわれておるわけです。アラ石は日産三十二、三万ですか、三十四、五万になつておりますか、この程度といわれておるわけです。すでに海外でこの開発の成功しておるの二社でありますから、そういう意味で、スマトラ石油株式会社と比較すると、想定されておる今のプロジェクトが、二十本の油井で、もし平均千バレル出るとすれば、ほぼインドネシアに次ぐプロジェクトになるということに位置づけができるのではないかと思ふわけです。しかも、どちらも低硫黄原油であるという面から考えて、大陸だなの開発というもののについて、この公団法の改正にあつて、むしろこれを重点的に積極的に推進をするという姿勢が打ち立てられなければならぬのではないかと。今度帝石では直江津沖のプロジェクトにかかるわけでありま

う積極的な姿勢がなければならぬのではないかと。まして価格の値上りの動向等から考えても、わが国は、大陸だな資源の積極的な開発姿勢、こういうものを従来の方向を見直してあらためて位置づけする必要がある。今度は投資費が特別会計で行なわれてまいりますけれども、その場合といへども、大陸だな開発を特に優先的に位置づけるという姿勢があつていいのではないかと、こ

う私は考えるのでありますけれども、その点はいかがでしょうか。

○駐政府委員 そのとおりであらうと存じます。今回の石油開発公団法の改正では、特に表面向きでありますが、その上でもそこに出ておるというわけはございせんが、特別会計の運用の姿勢といつたしまして、そういうことはぜひ堅持すべき政策だ

○岡田委員 そういたしますと、現在わが国では公団が第二白竜を建設して、この第二白竜で今度の試験、ボーリングを行なつたわけですね。ところが、この第二白竜は七年償却というものを前提として組まれている。したがって一日百八十万円で貸貸をいたす仕組みになつておるものと伺つておるわけです。私は、この第二白竜が一日百八十万円で貸貸しているというものは、もしこれと同じようなものを外国の企業から貸借をした場合といふやうな前提で計算をした場合に、これは一体高いのか安いのか。わざわざ曳航して持つてきてそして借りて使つた場合に、この価格より高いのか安いのか。七年償却という根拠は一体どういふところに根拠を置いておるのかという点について伺つておきたいと思ひます。

○駐政府委員 世界で現在二百隻以上の海洋掘き船といふものがあるようでございますが、第二白竜程度以上の性能を持ったものといふのは、隻数からいってその割と二割とか、非常に限られたものだと思ひます。一日百八十万円の貸し付け料といふのは一体どういふことかといふお尋ねでございますが、この白竜号は公団に対する政府の出資というより金でつくられて

おる資産でございますから、当然に料金を取つて貸していくということに相なろうかと思ひます。もちろん、法律の上ではございませうけれども、これは公団の業務の中ではつきり探鉱に必要な機械の貸し付けということであつたわけでおるあの事業でございまして、あの業務に關する十九条でございまして、あの規定がすべてでございまして、やはり民間の足りないところを政府が適切な援助をするという精神に出た業務の一環でございまして、適切な価格でなければいけません。が、なるべく安いということが筋としては正しい考え方であらうと当然に私も思つてお

た、その経緯でございますが、第二白竜をつくりました当時、四十六年の初めにございまして二年ほどかかつてつくれたのでございまして、まだ公団も、現在でもそれでございまして、いふふることから、悲しいことではございせんが、なるべく回収はおそいよりも早いほうがいい、あるいは技術革新が非常にございまして、十分な調査はいたしておりませんが、外国のやうな切削作業を専門にしておる請負の会社、こういうのが多数あるようではございまして、五年ぐらゐの償却でやつておるのではないかと情報もございまして、それで、船の性能等にもよるかと思ひますが、借りた場合には一日一万ドルでは済まない、たいへん高いものであるらしいということも、ちょっと小耳にしたことがございまして、したがひまして、そういうものに比べますと、公団の場合に必ずしも高いとはいへないかもしれせん。ただし、最初に申し上げましたとおり、公団法第十九条の業務の一環としての貸し付けでございまして、日本の国にはまだほとんどないわけでございますから、引っぱらだこで使われておるやうなことではございまして、今後はやはり公団の資金源の充実とにらみ合ひまして、こういう船も、できればもつとふやすのが政策であらうし、それからまた償却の期間ももう少し短くする。これを補

助金とか交付金のような形で、ただでも使わせていいような形で持たせるまではまだ財政も許さないかと思いますが、できる範囲で、資金源の充実と見合せて、それを合理化していくという方向が考えたいと思います。

○岡田委員 第一白竜号は建設されて今日十五年目を迎えておるわけです。アラブの航海に行つて、いま休んでおるわけですか——働いているわけですね。十五年たつておる。それはもちろん改造もされておるでしょう。第二白竜号は九千メートル掘るといふのですから、画期的な船であることは間違いない。しかし私は、先ほどから述べておられますように、大陸だの戦略的な開発の位置づけ、特にローサルファ原油、それとインドネシアのローサルファ原油の価格が急上昇にのぼつてきておるといふこの環境、こういうものを考える場合に、やはりそういう開発政策というものを、たとえは第二白竜号の問題についても明確に位置づけしていく必要があるだろう。それと同時に、すでに大陸だの重点が移つてまいりますと、第二白竜号一隻ではもう十分ではないのか、すみやかに第三白竜号を建設するという姿勢がもう打ち出されていいのではないかと、こう私は積極的に考えてまいらなければならないと思つておる。そういう意味で、第三白竜号を昭和四十八年度の予算で要求する意思があるかないかという点について承つておきたいと思つておる。

○駐政府委員 これからの海洋石油の開発ということは、石油資源開発の中核にならうと存じます。これは大陸だのただでなくて、海外、いわゆる外国におきましても、主要なプロジェクトというのが漸次海洋に移行していくことはもう既定の事実でございます。

そこで白竜号規模のものがわが国として一隻しかないというところは、やはり若干さびしいという問題だろうというふうに思つておる。ただ四十八年度の予算という具体的なお尋ねがございまして、はたして四十八年から直ちにそこへ踏み切れるかどうか、これはまだ何ともちよつと申しかねますが、方向としてはやはり技術の革新もございまして、数も一隻では確かに十分だと存じます。資金の状況をよくにらみながら、何らかの方法で、これのあと第三白竜号など、これを国産新技術で極力開発をするというふうなことを念頭に置きながら今後よく検討をしていただくということと御了承いただきたいと存じます。

○岡田委員 四十八年度の予算要求で——第二白竜号建造まで二年かかった、そうすると四十八年、四十九年、したがつてこれが動くのは昭和五十年ということになるわけですね。そうして政府は一方、昭和五十五年、昭和六十年を展望しながらわが国の石油開発の方向を定めて、この石油開発公団法の改正が出されておるわけです。私はそういう点から考えて、さらに第三白竜号の建設というのには、そういう意味では、タイミングとしてはもう当然昭和四十八年度から予算を要求してこれにかからなければならないタイミングではないか、こう思わざるを得ないわけです。ですからこれから検討する期間はまだあるわけでありまして、そういう積極的な姿勢でぜひ臨まなければならぬ、こう思つておる。

それで船が建造されればこれはもう引っぱりだこになることは目に見えておるわけですし、そういう意味で今度の阿賀野川河口の沖合いの問題についても、これはほとんどボーリングしていくわけでありまして、最終プロジェクトが固まるまでには相当な年数がかかる。したがつて、ここに独占されるような形にもなつていきかねないわけでありまして、そういう意味でぜひそういう積極的な姿勢を確立願いたい。日本海の大連だのとの関係でありますから、この際政務次官からこの面について意見を承つておきたいと思つておる。

○稲村佐政府委員 御指摘の掘さく船の建造の問題については、前向きに検討したいと思つておる。

○岡田委員 今度石油開発公団法の改正が出されましたが、この公団法の改正をするという政府の

大陸だのを含めて海外石油資源開発の戦略的な構想は一体何なのか、この点だけ明快にこの機会に説明願いたいと思つておる。

○駐政府委員 従来わが国は大量の石油を消費する国でありながら、精製産業のほうがかろうじて外資法なり石油業法の運用というところで、ヨーロッパのたとへばドイツ等と違ひまして、国内の精製規模の約半分、したがつて国内マーケットの約半分というものは民族資本ということと何とかキープをするという政策が一応成功した形に相なつておりますが、六〇年代を通じて原油の価格というものは世界的に年々下がつてまいつたという状況のもとで、もっぱら輸入に依存する形で対応してきたというのが実情でございます。

今後わが国として、資源開発の一環として特に原油の開発に積極的に乗り出すべきだという戦略的なという御質問でございますが、特に私も戦略というふうなものではございませんで、これはもう世界の原油の需給というものはいろいろ見方はあるかもしれませんが、長期的に見て、たとえは十年タームで見れば、明らかに七〇年代は六〇年代よりも、八〇年代は七〇年代よりも、やはり消費の伸びとそれから資源の新規の発見量とのバランスというものがミートしてこないというところから、世界的にやはり石油の供給というものはタイトになる、それを背景として、価格というものはますます強含みでずつと推移するであろう、こういうふうに見ておるわけでございます。したがつて、やはりわが国の経済あるいは社会というものは、やがて、自分の周回石油というものが不可欠であります以上、わが国としても、ここまで国力がついた場合にはこれはやはり世界の全体の石油資源というものの発見、開発ということに對してわが国が積極的に参加をし、それを人類共通の資産としてふやしていくというところに努力をすべきである、かように考えておることが基本でございます。また、こういう姿勢で臨むことを通じまして、初めて石油のいわゆる供給不安というものの根本が少しでも是正される、それによつて国内に

あまり資源のない、しかも大量に消費するわが国としては、エネルギーのセキュリティの見地から一つの安定的な要因になる、これがわが国が石油開発に取り組むべき基本の姿勢であらうと思つておる。

○岡田委員 日本の資源政策というものは、主張はあるけれども、確固たる政策がない。主張に向かつて一体どう確保するかという戦略的な構想、そういうものが構築されていないという弱点があるわけですね。これは単に資源開発のみならず、経済協力についても言えることなんです。戦術があつて戦略がないわけですね。私はこの公団法の改正案を見て、これは戦術はあるけれども戦略が欠けている、こういう感じを、公団法改正の思想を読み取りながら、率直に感じました。その点が非常に私には遺憾だと思つておるのですが、以下これに関連して質問してみたいと思つておる。

これからの世界の石油の消費動向というのは、年率、現在イランで産出している産油量に匹敵するだけ伸びていく、こういわれておるわけなんです。たいへんな伸びを示している。そういう中で、しかも最近のOPEC等の動向から判断をして、いまわれわれの石油資源の開発というものは、安定及び低廉という二つの主張を掲げてきたけれども、一体これからは安定供給にむしる重点を置いて考えていくのか、それとも従来と同じように、六〇年代のように、安い石油を使つてきたという流れの上に立つて、やはり安定と低廉というものを完全に両立をさせていくという視点に立つのか、このきめ方がこれからの石油開発の戦略上非常に私は重大だと思つておる。一体政府はこの石油資源開発にあつて、安定供給というものにウエイトを置いておるのかを承つておるのか、六〇年代の流れのように安定供給かつ低廉な石油資源の確保——もちろんその低廉というところは望ましいことであるわけですね。私はこれを全然否定するということではございませんで、ただ今日の国際的な環境から判断をしますと、これからの石油資源の開発は、安定供給というところに大きな重点を

置いて、そちらのほうにウエートをよけいかけ、そして石油資源開発に臨むべきだというのが私の意見でありますけれども、この点についてはいかがですか。

○駐政府委員 全く私どもも同様に考えております。

○岡田委員 そこで、先般田中構想で発表があったわけですが、昭和五十五年のわが国の石油消費量は五億一千万キロリットルないし五億五千万キロリットル、そして従来の戦時である三〇%を確保するとなれば一億六千万キロリットルになるわけでありまして、田中構想では昭和五十五年までこのうち一億三千万キロリットルをわが国の開発で確保する、そして現在のプロジェクトで昭和五十五年には大体その生産量は三千万キロリットル程度であろう、こう予測をしておるわけです。

一方、前に出された指標は、昭和六十年では国内消費量は七億キロリットル、これを三〇%とすれば二億一千万キロリットル、実にアラビヤ石油の十倍になるわけです。

そこで、六十年の問題は別として、ごく最近出された指標として、昭和五十五年のわが国の石油の消費見通し及び開発に対する指標、一億三千万キロリットルを開発するという指標、これは私は本気でやる気があるのかどうか、こう実は疑わざるを得ないわけです。一体この指標を出すにあたって、ではどういふ一応の基本的な方向の中で、ものごとの考え方の中で一億三千万キロリットルを確保するのか、新たなプロジェクトで一億キロリットルをとにかく確保しなければならぬわけです。この数字はもうごく四、五日前新聞を通じて発表されておるわけです。もちろんこれだけの構想を発表する以上これを裏づける何らかの柱があつてしかるべきではないのか、こう思うのでありますけれども、こういう柱は、これを確保する開発政策の原則というものは何と何があるのか。従来よりも大きく前進しなければ確保できないことはあたりまえでありますけれども、当然何らかの柱が立てられるものと想定するわけです。

この点についてはいかがですか。

○駐政府委員 昭和五十五年の一億三千万キロリットルのいわゆる自主開発という数字は、実は昭和六十年の七億キロリットル、それのおおむね三割、二億キロリットル程度を自主開発でまかないたいというかねがねの通産省としての一応の総合エネルギー調査会での検討結果というものを踏まえまして、それを現時点にグラフで引き戻したという数字でございます。

この六十年の七億キロリットルに対して約三〇%というのは、まず姿勢としてどういふ意味かということが問題に相なるわけでございますけれども、三割というものが、その明確な、積み上げ計算でありますとかあるいはこれでなければどうしても矛盾が生ずるといふふうなマクロ計算とかそういうものが実はあるわけではございません。その当時のいろいろ御検討いただきました御専門の方に私もお会いして聞いたこともございますけれども、これはまあ欲をいへばもっと多いほうがいいことはわかつておる、しかし、現在二億キロリットルにだんだん近づいていく、そういう状態のもとで今後五億キロリットルないしそれ以上のものがふえるというものに對して、その六割、七割、新規の需要分の六割、七割なんということはとてもできません、まあ四割、五割と言いたいが、新規の需要分に対してせいぜい四割かそこらではあるまいか、たとえばそういうきわめて大づかみのアプローチから出てきた数字であるかのごとく実は私は承知しておるわけでございます。この六十年の数字と現時点を数字的に結びつけてマクロ的な計算をした結果、こういう数字が、一億三千万キロリットルというものが実は出たというのが実情だと思ひます。

なお現在のいわゆる自主開発をやっておるもので、その時点で達成可能というのはいささか三千万キロリットル程度にやあるまいかということも述べられておるようでございますけれども、私少し樂觀に過ぎるかもしれないが、最近アラビヤ石油とかあるいはインドネシア方面等である程度

の成功を見つづけていますので、これが順調に生産段階に移行できればもう少し多い数字のものが、少なくとも五十五年では、現在すでにめどを立てておるもので十分出るだろうという感じがいたします。

この数字は、実は昨年の十月、通産省で初の資源白書というのを提出したわけでございますが、その中で、こういう計算というのは非常に前提もあり客観情勢も流動的であるから確たるものではないけれども、一応のかりにマクロ的な試算をしておけばという前提のもとで、昨年十月の白書の中に実はその表が載つておるといふのが実態でございます。まして、最近新聞等でも報道されて、またあらためて御批判をいただいておりますのではないかと

いうふうに存じます。

それで数字はともかくとして今後相当膨大にふえていく石油需要、特に新規のふえ分に対して四割とか五割とかいふたいへんな意欲のないいわゆる自主開発はほんとうに達成できるかというお尋ねでございますが、かつて通産省は特にそうだったと思ひますが、自分で利権を取って、他人をすべて排除して井戸を押えて、そこで資源を抜き取つてわが国に全部持つて帰つてくるというふうな形でいわゆる自主開発ということが使われておったからいかなきにもあらざるでございますが、今日われわれそういう考えは全然持っておりません。後進国であるところのOPECの貴重な資源でございますから、これはもう資源保有国の提携ということは当然でございますし、必要ならば技術も借りる、販路も利用するというふうな、メージャーと組むのもいいだろうと思ひます。また新規の利権というものはなかなかもうそうすばらしいものがころがっておるのではないようにございまして、その点石油開発公団なども日夜非常に御苦心願つておるわけでございます。外国のメージャーであるとか、あるいはインドペンデンスなどの事業を本格的に拡充するというふうなことでは現地の子会社等の増資をするとかあるいは資金をふやすというふうな場合に、わが国が何

らかのかつこうでそういうところへ資金的に参画をしていくということも、またすぐれた自主開発の方法だろうと思ひます。あるいはチヌメニ油田でございますとかそういうものに対して、ローンの形でやつていくということもまた私は日本が開発に参加した原油の取得であり、参加しておるという意味においてパートナーである相手方もわが国に対しては特別な態度で臨み、それがまた安定供給にもつながるといふ意味においてりっぱな自主開発ではないかと思ひます。

そういうふうにして、まず形態の多角化をはかるといふこと、それを通じまして同時に地理的にもなるべく局所集中を避けまして分散に持つていくというふうなことをあわせて行なうことによつて努力をするということが大切なことだと思ひます。これは三割の自主開発原油の確保と申しましてたいへんな量でございますから、問題は必ずしも量ではないわけであつて、そういう姿勢でアプローチすることによりまして、また相手方も日本に協力をしてほしいということをお願いすることもあらうかと思ひます。そういうチャンスも含めましてやはり広くチャンスを拾つていくことが、こういう道をおのずから実現可能に持つていく基本的な姿勢だろうと思ひます。このためには、わが国としては外貨が余つておるものであればいろいろものにも積極的に使つておるもの、姿勢を示すということが、またこういう事業に日本が参加し得るチャンスをみずから、水を呼ぶと申しますか、そういうことにもつながるだろうと考えておる次第でございます。

○岡田委員 現在すでに二十五社、最近またできておりますからふえてくるでしょうけれども、二十五社、三十一のプロジェクトでいま開発を進めておるわけです。その最大なものはアラビヤ石油であるわけです。しかしこのアラビヤ石油といえどもメージャーの超大型プロジェクトに比較すると大体八分の一くらいですね。パレルにする三十二、三万であれば、イランなどの一つのプロジェクトで大体二百六、七十万から二百九十万、

三百万バレルですから大体八倍、こういうプロジェクトで国際石油資本は採油を行なっておるわけですが、したがって、相当いいプロジェクトはすべて国際石油資本が押えている、こゝにいえるわけでもあります。しかしある程度リスクはあるけれども、まだ大型プロジェクトの可能性は存在している、こゝろ私は判断をするわけです。この指標から判断すれば、私は超大型とまではいいなくても、アラ石よりもさらに大きいプロジェクトをねらうというより積極的な姿勢が確立されているのではないのか。いま局長が説明したように、一方チュメニの油田の開発の問題も昨今、日ソ経済協力が出ておられますけれども、そういう姿勢があるのかないのか、あるとすれば、公団法の改正は十分ではないかということになるわけですが、そういう姿勢というものがほんとうにあるのか。それとも二十五社、三十一プロジェクトの従来の実績のようなものをふやしてやっつけていこうという考えなのか。昨年イランの石油会社ができ、これが注目をされておりますけれども、やはり最重要的な開発政策というものを当然の場合には立てなければこの指標は達成できないのではないのか、こゝろ思ふわけです。そういう積極的な姿勢があるのか、ないのか。

○駐政府委員 申し上げるまでもなく、なるべく大規模な優秀な油田の開発ということを重点に国力を投入していく、そういう機会を積極的にさがすということが基本であらうかと考えております。

○岡田委員 この際島田総裁にお伺いしたいと思ふわけですが、私は最近の石油利権の獲得の動向等をずっと判断してまいりますと、石油開発公団の果たしておる役割りというものが非常に大きいし、最近とみに海外からも注目をされ、また期待もされておるのではないかと、こゝろすなおに受けとめておるわけですが、今回の公団法の改正には、残念ながら公団が利権を取得するということが認められていないわけです。答申にはありませんけれども、本法改正にはこの点は除かれておるわけ

です。そして利権獲得のタイミングからいって、また従来のイランや今度のサウジアラビア、いろいろな面で果たしてきた公団の役割り等をわれわれが判断する場合に、この利権の獲得の機能を石油開発公団に与えなかったということは、いま局長から答弁がありましたが、どうもこれは消極的になっていくのではないかと、実はこゝろ気がしてならないわけです。

【委員長退席、進藤委員長代理着席】

そういう意味で、昨今の非常にきびしくなりつつある石油開発政策、こゝろいう状況の中でこの面について一体総裁はどういう見解を持っておられるのか、この際率直に承っておきたいと思ひます。

○島田参考人 ただいま岡田先生から御指摘がございましたように、有望な石油利権の獲得というのは非常に困難な情勢になりつつありまして、これはOPEC攻勢等を御判断いただければおわかりのことと思ひます。

今度の改正法案につきましては、政府でいろいろと考えていただいていたようでございますが、ただ一つ問題がございますのは、民間と離れまして私ども公団が大型の利権を獲得するというこゝろにつきましては、法律改正に盛り込まれておらないと私ども判断をいたしております。しかし私ども公団といたしましては、日本の現在置かれておる経済体制から考えますと、やはり民間のバイタリティーを活用いたしまして利権を獲得することは私ども基本であると考えておりますけれども、俗に民間主導あるいは政府主導というようないくつかの考え方が云々されておりますが、石油の利権獲得等につきましては、民間主導も政府主導もない。言いかえますと、民間も政府も、私ども公団はもろんでございまして、一体となって利権獲得に全力を傾倒すべきである、こゝろいうふうに考えております。したがって私どもといたしましては、民間と極秘裏に話し合いのもとに、私は今度の公団法の範囲内で積極的に利権の獲得のために、あるいはその基盤をつくるために、あるいは大きな話し合いのために資源国の政府首脳、あ

るいは資源国は全部公社を持っておりますので、総裁と幹部との接触あるいはオイルカンパニーの首脳、あるいは後援国でありますELF-ERAP、ENI、デミネックス等とも接触をとりまして、いま私の申し上げましたように、民間とタッグアップしつつ利権の獲得をしてまいりたい、こゝろいうふうに思っております。

○岡田委員 石油開発公団も政府の公団でありますから、その程度の答弁しかできないのだらうと私は思ふわけですが。しかし日本の国は石油資源がないわけでありまして、そうすると、資源政策の先達をつけている諸外国のいろいろな実例等をすなおに学ばなければならぬのではないかと思ふのです。いまのような腰の定まらない姿勢でいくと、石炭のように非常におくれを政策的にとるのではないのか、こゝろ私は心配をいたしておるわけですが。ですから、民間主導か政府主導か、緊密な連絡をとって、いわば民間、政府総がらみで利権の獲得、わが国の自主的な強力な資源の開発を進めていくんだ、こゝろ言われますけれども、私は、今日の資源国、OPEC加盟諸国等の実情、政治経済の動向、こゝろいうものを判断する場合に、やはり政府が、政府機関がむしろ積極的に利権の獲得に乗り出していくというほうが相手に対して信頼感も与えるでしょうし、また仕事も非常に早いのではないかと、こゝろ思ふわけです。アメリカと日本の国が利権交渉をするのなら、これは別です。いわば南北の、南側の資源国と折衝するわけでありまして、やはり社会化の方向を歩んでおる国が圧倒的に多い。もちろんOPEC内部でもサウジアラビアのようなあるいはインドネシアのような例はありますが、内部にも矛盾はありますけれども、しかし概していえば、大体国営の石油開発公社が設けられている、あるいは相当政府の息のかかったオイルカンパニーがつくられている。その中で統一的に資源の把握をしていけるのが現状でありますし、しかもその方向は社会化の方向にある、こゝろ見なければならぬと思ふわけですが。ですから、当初の二十五社、三十一

プロジェクトにかかつていくような認識と今日七〇年代の認識では大きく変わっているんだ、だから民間主導がいかに政府主導がいかに議論の前に、その相手の情勢は大きく変わっているんだ、そこからわが国の政策の結論がすなおに導き出されなければならない問題なんだ、こゝろいう受けとめ方をすれば、私はおそろしくその方向は出てくるのではないかと思ふわけです。したがって、今国会に公団法の改正にとどめるといふ気持ちで改正案を出したのか。いま申し上げましたように、わが国の石油開発戦略の中軸に石油開発公団を据える一段階として出したのか。いわば開り場があるのか、二階があるのか。この改正案はこゝろいう前提で出されたか、伺っておきたいと思ひます。

○駐政府委員 世界の石油事情というのは、先ほどお答えいたしましたように長期的に見てやはり価格は上がり、需給もはうっておけばタイトになつていくというところが争うべからざる趨勢だろと存じます。世界第一の消費国であり、わが国の四倍以上の石油を消費しておるアメリカから、国内の油田の賦存量が十年を切ってきたというふうなことから、従来の方策を変えて買い出動に向かつておるやにも聞いております。こゝろいう事情を一つとりまして、わが国としてはよほど腰を据えて、世界の情勢を的確に見通しながら十分な対処をして、先手を打ってやっつけていくということが基本であらうと存じます。

先ほど公団総裁から御答弁ございましたが、実はこの公団法の改正、もう少し大規模な改正というこゝろが昨年来いろいろ議論されておったというこゝろはまぎれもない事実でございます。予算期にもいろいろ詰めた検討が行なわれたわけでございますけれども、たとえば公団がもつたらばらばらでございますが、必要な場合には利権を取得して、取得した以上は相手国から要請があれば探鉱もやり開発もやり、その取得した石油を日本に向かつて売っていくというふうなところ、

あるいはイランの協定にございましたように、油が出てきた場合には、またジョイントベンチャーとして相手国の公社と石油精製企業まで行なうことについて前向きに真剣に検討するというふうな一条が入ってサインがされている、そういうサインされたすべての条項に対して万全の最終的な義務を負うという制約のもとに、イラン国会の了承を受けて例の四社が利権を取得できた。この全体に対して責任を負わないとか、途中でほうり投げられるかもしれないという形で、はたして相手が利権を与えるという保証があるかないかというふうな問題も、たとえばないわけではございません。

こういうことを詰めて考えてまいりますと
 ENIとかERAPの例もござえますけれども、
 国情は違いますけれども、やはり国としてどこま
 でほんとうに踏み込んでやっていくか、それに対
 して、ユーザ―業界あるいは生産業界を含めて、
 全体のナショナルコンセンサスというものがなか
 なかまだ未熟でございまして必ずしもはつきりし
 なかった。こういうことを私ども政策当局として
 実は反省をいたしております。この問題は実は残
 された大きな問題であるというふうに通産省は考
 えており、引き続き検討するという大きな課題に
 いたしております。

○岡田委員　私は、先ほど安定化、低廉化という問題について考え方を聞いたわけですが、低廉ということを考えるならば、なりふりかまわず安いあさればいいわけですよ。それで安いのを買えばいいわけですよ。しかし、これからの石油の需要の伸び等から判断して、しかも最大の消費国であるわが国としては、国際開発に協力をしなければならぬし、そういう義務も信義の問題も当然でございますし、またわが国のエネルギーの安定供給のためにも積極的な開発を進めなければならぬということになってまいりますから、そういう意味では当然後発石油開発国としてはある程度高いものになつていくことはもう避けられないと思うわけです。たとえば、イランでフイフティー・フイフティーの出資になつたとか、あるいはアルジェリ

アで四九％ないし五一％になったとか、あるいは今度サウジアラビアでも五〇％とか、これに對してどうも高いものを買っているのではないかという批判もあるようですが、私はこの批判は当たらない、こう思うわけです。この傾向は避けられないわけですよ。OPEC内部だつてこの問題はありますけれども、二〇％の参加ということは結局五一％の参加まで進んでまいるわけですから、むしろ後発国としては積極的に有望な開発プロジェクトをいまにして確保しなければその機会を逸するだろうというぐらいに、私は見方を持っているわけなんです。ですから、私はそういう意味において、いま局長から答弁がございましたけれども、この点はこれ以上質問してもそれ以上の答弁はいただけないと思いますから、いずれば本法案が上がるまでに、大臣に對しての質問事項として留保しておきたいと思ひますので、委員長の方でしかるべくひとつお願いをいたしておきたい、こう思ひます。

そこでもう一つの問題でございますが、私は当初石油開発公団法の改正と同時に石油業法の改正が出されるのではないか、こう思っていたわけです。しかし石油開発公団法だけの改正になってまいりました。そこで、先ほど局長からも答弁がございましたけれども、イラニアンの方針というのは、結局現地精製もする、日本がそれを取りとるところまで展望を持ちながらいま探鉱に着手をしているというのが現状であるわけです。したがってわが国の石油政策として、開発からさらに下の精製、さらにまた販売政策、いわば一貫体制とこれに対応する政策というものが構築されていかなければならないのではないのか、しかもそれはスピードは相当アップしていかなければならないのではないのか、こう思っておるわけです。先般の決議に、石油開発公団に原油の引き取り機能をも与えていいのではないのか、それを発動するかどうかは大臣が認可すればいいことだ、むしろそのくらいの装置をしておくことが、いろいろな政策の面である程度チェックでき得る

力を公団側が持つことがむしろ有利ではないかというより、な意見を述べ、決議の中にも一応原油の引き取り等の問題についても触れてあるわけです。今回の改正は、答申にはこの問題についてはございせんけれども、原油の引き取りの問題については何らの議論もなかったのか、あるいは将来の問題として何か議論があったのか。いわば今度の改正は、私は当初大体デミネックス方式での改正をするのではないか、日本の場合にはENI、ERAPというわけにはいかないでしようけれども、大体デミネックス方式ではないだろうかという感触を当初から期待しておったのですが、改正案の内容はそこまでもまだ出てきていないわけです。ですから、もし三〇〇%の確保ができないとするという場合にはむしろ積極的に公団が原油を確保する、こういうことを考えてしかるべきであらうし、また最近サウジアラビアからは、原油を直接引き取ってはどうか、価格は高いけれども、安くはできないけれども、リベートで返すから実質的に安い原油を供給いたしますよという積極的な誘いも出ておりまして、これもまたOPEC内部のいろいろな問題もございまして、これらのOPECの戦略もあるでしようけれども、そういう動きも出てきておることはやはり注目しなければならぬと思うわけです。機能を發揮するかしないかは別として、そういう道を公団に与えていく、そして名実ともにわが国の石油開発戦略の中軸の任務を果たさせるものに育て上げていくということが望ましいのではないのか、こう私は考えるのでありますけれども、この点についてはいかがでしようか。

○**荘政府委員** 御指摘の問題も今後の重要な検討課題の一つであらうと考えております。サウジアラビアのお話がちよつとあったのでございますが、今回サウジアラビアとか現地のメージャーであるところのアラムコ会社の株式の二〇％に参加するということに伴いまして、サウジの政府が原油を取得するという方向に向かいつつございまして、今回も非公式でございますけれども、その取

得した原油を直接日本の業界に輸出したいんだが、どういう考えかというようなサウンドが業界に対してでもあったように聞いておるわけでございます。とりあえずの考え方としては、先方も、メージャーと並んで自分たちも原油を取得してこれを世界のマーケットに対して原油で売っていく、将来は日本の企業も大いにOPEC諸国に資本投下をして共同で製油事業を営む、そして必要な製品は持つて帰ってもらうし、また近隣の諸国へ自分たちと一緒にマーケティングをやるうではないかという姿勢というものを実は持つておるようでございます。公団がかりに直接利権を取得して、生産まで行なうということになりますれば、これはもう一貫して行なうことになりますから問題ございませんが、現在公団の役割りと民間の役割りというのをどのあたりで線を引くのが最も日本の国情に合うのか、探鉱まで踏み込むのか、その前の段階で民間に利権を譲渡するのが一番いいか、こういうふうなところが実は一つございまして、その問題を検討していく一環として、やはり公団が原油を直接取得するところまで踏み込まなければいけないかどうか、それが最もわが国にとって適切な形かどうかというふうなことも考え、位置づけを行なう、こういうことが必要であらう、こう存じておる次第でございます。

○岡田委員　現在公団が投融資している対象企業数は十七社に及んでいるわけです。そこで、先般この公団の投融資の比率、内容等を資料としていただいたわけです。そのほとんどが融資ではなくして投資であるということになっておるわけですが、当初、公団では投融資、特に融資は八年間据え置きですか十八年間償還、それが結局は投資にのみ片寄っているという内容になっておるわけです。そこで、これは試掘段階までは投資をしておつて、試掘段階を過ぎて今度は採掘段階に入れば、そこに利潤が出ればもちろん公団は配当を受けることは当然だと思ふわけです。しかしその基本的な方針は、もし営業段階になって採算がとれるようになれば、民間に投資を譲渡するといふの

もうこれは十分採算がとれるという場合に、民間になぜ譲渡しなければいかぬのでしょうか。それが民間主導という一本の原則の上に立っているものとこの考え方だと思ふわけです。私は今日の国際的な環境からいえば、そういう従来のかたくなな考え方を続けていくことがむしろ誤りである、こういう意見を実は持っているわけです。そういう

ただ、私も日ごろ内部で考えておる一端をこの際申し述べてみたいと存じます。が、生産段階に移行したときに、しからば日本の政府は全然めんどろを見ないのかということですが、実はそうではございません。金利はつくわけですが、輸出銀行から相当過半数の資金の融通をするということが実は別途あるわけでござ

され型。そして民間のほうは、アラ石の夢よう一度ということで夢を見ながら、それぞれ資本がわんわん石油開発に乗り出したというのが、私はいままでの傾向だったと思うわけです。やはり是正をしなければならぬという声は、財界から、また関係者からも出ているわけでありますから、そういう意味でこれらの問題を決める場合には、

ケットの半分というものは、これはやはりセキユリティーという見地も含めまして、民族系の資本というものによつて持つていく、持たせたい。外資系と民族系とがヒフティー・ヒフティーの形で今後伸びていく、石油市場に対する安定供給体制を組むということが最も合理的であろうということとで考えておるわけでございます。また今後わが

国が石油の原油の開発にかりに成功した場合に、その原油の円滑な引き取りということが当然大きな問題になってくるわけですが、そのうちセキエリティーの観点、それから開発原油の引き取りの観点、その他いろいろの点を含めまして、やはり民族系の資本を中核としたところの一貫体制というものがこれほど重要な長期的な戦略目標になる、こういう判断を持っているわけでございます。ただ、その具体的な形が精製が中心になるのか、開発が中心になるのか、あるいはそれぞれ開発の段階と精製販売の段階が、もう少し統合集約化の方向に向かってそれぞれが完全な提携関係に立つという形での、上は上ですと下は下ですとあって、それがまた提携するという形、いずれであるかというふうなことは、今後さらに検討する必要があるということで、昨年十二月末の中間答申では、まさに中間答申でございまして、問題意識の指摘はございましたが、その方向づけということについては、これはやや具体的な問題になりますので実は検討がなされておらない、今後残された重要な課題である、こういうふうになっておるのが実態でございます。

○岡田委員 現在二億キロリットル程度のものが、先ほどの話でも五十五年にはミニマムで見ても五億一千キロリットル、あるいは指標としては六十年に七億キロリットル。ですから、石油の需要消費が七〇年代年々伸びていく、この中で明確に石油政策というものが、不動なものが完成されなければならぬという気持ちを持っておるわけですね。大体、伸びがスローになってきた中でやるということは、いままでの体制というものを改革していくことは非常に困難なわけですね。高成長に経済が伸びていく、石油の消費もそれに合わせたカーブで、それが五〇か七〇か一〇%かは別にして伸びていく、そういう中でこれらの関係を整備し、いままでの体制というものを改革していくということは、ごく摩擦が少なくなくてできる機会だと思われたい。そういう意味で、石油の

寿命も五十年も百年もあるわけではございませんから、のんびりだらりしておりますと、もうこれは石油の寿命の見通しがついたところにそのことを考えても、これはすでにおそいわけですね。いわば七〇年代内にこれらの問題が一応政策として完成されなければならぬ、こう思うのでありますけれども、そういう目途については、判断についてはどう思われますか、伺っておきたいと思えます。

○駐政府委員 石油の開発体制につきましては、先ほど先生から御指摘ございましたように、かりにプロジェクトとすることにしても、やはりもう少し系列ごとに集約化と申しますか、全体の経営戦略を定め、資金を動員し、技術者を統括して効率的に使う、あるいは新しいプロジェクトが出たときに、そのグループとしてそれに取組むかどうかというふうな判断を的確に、国とタイアップし得る形でなし得るような中核というふうなものを少なくともつくるというふうな形、これは一歩前進だと存じますが、そういう形でのヘッドクォーターというふうなものをつくるということ、は、もう緊急に必要なことだと存じます。開発体制につきましては、何ぶん資金面におきましてリスクマネーでございますから、やはり国が大部分のものをめんどろ見ざるを得ないという形でございますから、たびたび御指摘がございましたように、そういう体制整備につきましてもやはりほとんどの出資者である国が責任があるわけでありまして、通産省もそういう問題意識を持ってこれから臨む必要が非常にあるだろうというふうに痛感いたしております。

石油精製の国内の業界のほうは、御案内のとおり戦後御存じのような経緯をたどりまして、ようやく国内の石油精製販売シェアの五〇%を何とか民族系で押さえるところまでやと追っかけてきたというふうな実態でございます。ドイツのようになつたという間にメージャーにはほとんど押えられないというふうなことにしなかつたというものは、まずまずの結果ではなかつたかと存じております。

○岡田委員 休憩前に引き続き会議を開きます

まするが、やはり企業を企業から見ると、特に民族系の企業の場合などは経営の内容といたしましては非常に脆弱でございます。こういう脆弱な企業が国内の精製販売シェアの五〇%を占めておるといふことは、ある意味でわが国のエネルギー源の一番基礎のところがきわめて脆弱であるという一つの問題点かと存じます。今後やはり国内の需要が伸びるわけでございますから、それを背景に、なかなか政府が直接に関与して、命令してどうこうする性質のものでございませぬけれども、とりあえず、数社につきましては販売面の共同化ということは手がけておきますし、そういう販売事業をともにすることになった民族系の数社の石油企業が、今後新しい製油所をつくる際にはすべて共同の販売企業の直接事業というふうな形で、個々がばらばらにつくるのではなくて、すべてが共同投資という形で大きなユニットのものをつくっていくというふうな点についても、政府とそれぞれの企業との間で大体コンセンサスがほぼ固まりつつあります。こういう地道な積み上げによりまして、民族系の石油精製企業というものももう少し企業らしい形に持っていく、それを通じて今後は民族系の石油精製企業ももう少し本格的に開発のほう、アップストリームのほうにも向かうだけの意欲と実力というものををつけるようにする。いままでのようにユーザーが主導権を持たざるを得ない、精製のほうは片すみでただ見ておるといふような形の石油開発というもののだけで、今後大きな開発ができることは実は思わないわけでございます。政府としてもそういうことを念頭に置きながら、今後必要な施策を考えていく、こういう時期だろうと思えます。

○進藤委員長代理 午後一時三十分再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時三十分再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時三十分再開することとし、暫時休憩いたします。

質を続行いたします。松尾信人君。

○松尾(信)委員 最初に、今後の海外石油開発の政策というふうな点について二、三お尋ねしていただくわけでありたいけれども、わが国が現在自主開発中のものであって、開発に成功し、今後輸入見込みのあるもの。どのようなところでそのように成功して、今後どのような年次でわが国に油が入ってくるかというのを——これははっきりとは言にくい点がありまして、輸入の見込みの時期であるとか、おおよその数量というものをまず聞きたいと思えます。

○駐政府委員 現在三十近い開発プロジェクトの中で、探鉱に成功いたしました、近く原油がわが国に着くというものが実は三つございまして。一つは中近東のアブダビ石油でございます。四十七年度に百万キロリットル弱、日本に低硫黄原油が到達する予定になっております。それからインドネシアの海域で二つございまして。一つがインドネシア石油資源開発会社のプロジェクトでございまして、それからもう一つが、伊藤忠商事が外資と提携いたしました、ジャバ・ロサルファ・オイル株式会社という会社でやっておりますが、これが成功いたしました、インドネシア関係二つで百万十キロリットルの低硫黄原油がことし着くと思えます。したがって、三つ成功したのが日本に船が入ってくるということに相なっております。

以上、この三つの先行き見通しでございますが、大体昭和五十年で、今後さらに探鉱し、生産の施設の拡充を行ないますので、一千万キロリットルに近いものが、五十年ではこの三つのプロジェクトから得られるのではないかと。あと中近東方面でございますが、合同石油というのがございます。それからカタル石油というのもございます。これは四十七年は、まだ無理でございますが、四十九年になりましたら、五百万キロリットルから八百万キロリットルぐらいのものがさらに上積みになるのではないかと、こういうふうに実は

上積みになるのではないかと、こういうふうに実は

見ておるわけでございます。

○松尾(信)委員 これは総裁のほうへお尋ねしたいと思いますが、現在石油開発公団の投資対象事業が約二十社ありますね。その二十社が健全なる操業を現在しておるかどうか。何か資金的に行き詰まって困っておるかどうか。現在の二十社に對してまだまだこのようにあるべきではないかという方向づけのものがありません。総裁からお答え願いたいと思います。

○島田参考人 公団が発足いたしました当時は、民間の会社は海外の資源開発に對して前向きに進出しようというので、民間の金も相當に集まっておる状況でございました。ところが、實際に資源開発の事業をいたしてまいりますと、予定しておったよりも相當金が要ってくる。あるいは、自分のところは必ず当てるであらう、こういう期待のもとに事業を進めてまいったわけでございますが、途中でまた試掘をやめて、もう一度物探その他の再検討をする、まっすぐ進めない状況も出てまいりましたので、民間の会社、言いかえれば開発会社に對して出資をいたしております各会社の資金の供給が円滑にいかない場合も、実は率直にいいまして聞かされたわけでございます。ただし、私どももいたしましては、やはり民間の資金を動員するために、私どもも進んで民間に對して資金の供給を続けるよう強く要請したこともございました。なお、御承知のように、最近の情勢によりまして、プロジェクトの大型化並びに自然的条件のむづかしさ等もさらに加わりまして、リスクマネーでございますので、民間としてはなかなか資金の供給が思うようにはいかない場合も予想されておりました。そのためには政府資金の出資比率、投融資比率を高めてもらいたいという要請が二年ほど前から強く要望されてまいっておるわけでございます。

そういう意味におきまして、私どももいたしましては、たとえ最も重点を置きます大陸な開発あるいは大型プロジェクト等につきましては、従来の原則の五〇％以上の投融資比率を考へる方向で考へざるを得ない、こういうふうに考へております。

○松尾(信)委員 失敗して、もうどうしようもないという事業はないわけですね。ただいまのお答えではそうと理解いたします。

○松尾(信)委員 失敗して、もうどうしようもないという事業はないわけですね。ただいまのお答えではそうと理解いたします。

○松尾(信)委員 三十幾つの中には、一番大きなアラビア石油も実は入った数字かと存じますが、これは古うございまして、すでに成功いたしておりますから輸出入銀行からは相當な財政資金が入っておりますが、公団の探鉱資金は関係ございませぬ。それ以外に、新しいプロジェクトで公団がまだ出資していないというふうなものも実はございまして、基礎調査をやっておるような段階というふうなものも実はございまして、それで、いよいよ探鉱に踏み切っていくという場合には、一本の探鉱の井戸にも相當な、何億という金がかかれますので、当然これは公団がバックアップをしなければ、事業そのものが初めから成り立たないというところであります。

○松尾(信)委員 その点はわかりました。次は、今後新たに將來自主開発の見込みのあるもの、そういうものの状況はいかがでしよう。

○松尾(信)委員 昭和三十九年の時点でその約三割の自主開発目標を掲げて努力いたしておりますので、現在のプロジェクトだけではもちろん足りません。すべてが成功する保証はないわけでございます。それから、新しいプロジェクトを開発していくということが非常に必要だと存じます。それで、今後は分散開発ということも同時に必要でございまして、現在三十あるプロジェクトのうちの約半分は実は東南アジアのプロジェクトになっておりますが、そのほか北米でありますとか、中近東、アフリカ等、あるいは豪州、幅広くこれを求めていくということが必要で、このための情報の収集

とかあるいは物理探鉱の実施とかいうふうな問題が伴ってまいります。公団につきましても、今後そういう幅広い業務ができるように、もつと政府として積極的なこ入れを行なうということが必要だと存じます。

さらに、自主開発と一言で申し上げますが、たびたびお答え申し上げておりますとおり、既存の有望な企業等が日本に資本参加を將來求めてくる可能性があると思ひます。こういう場合にも、機動的に日本の企業がそれに参画をするということに對して、政府がやはり財政資金なり外貨なり、こういうものを機動的に使って助成ができるような制度というものを整備する必要があるかと存じます。

○松尾(信)委員 具体的なものはありませんか。

○松尾(信)委員 具体的なものはありませんか。

○松尾(信)委員 現在すでに外貨との共同事業が相當の数に達しております。この中で、最初にわが国の企業が独自に開発した、その後何らかの事情で外資と共同事業になったというふうなものがあるのかどうかということ、最初から外資と共同事業を開始したというふうなものがあると思ひます。けれども、比率というか、そういう事情がどういふふうになっておるか。最初から提携したものの、最初日本でやつたけれども何かの事情で外資と共同事業になったというふうなもの、主としてその第一点のほうで申し上げます。これについて大體の状況をお知らせ願ひたいと思ひます。

○松尾(信)委員 数はちよつと手元に資料がございませぬので申し上げかねますが、外資との提携で現在進めておるものの大部分は、実はどちらかというと、外資が利権を先に持つておるというところと、外資が参画をしたというのが多いと私は考へております。なお、イランの石油開発、これはたいへん大きなプロジェクトでございますが、これはイラン側の気持ちもありまして日本が

パートナーになったわけでございますが、日本がこれを円滑に進めていくという自主的な判断の上から、かねがね希望しておったモービル石油というメージャーでございますけれども、これに呼びかけをして、片すみにはパートナーとして入れてやうな話でございます。

○松尾(信)委員 外資と共同事業をやっております。要するに外資のシェアが非常に高い、五〇％以上外資がシェアを持つておるというものも相當あると思ひます。そういうものは、そこからとれた油ですね、その油の輸入につきましても、どのような話し合いができて日本側で確保するようになつておるかということ、ひとつお答え願ひたいと思ひます。

○松尾(信)委員 二つの具体例で申し上げたいと思ひますが、先ほどわが国に原油が着くと申し上げましたインドネシア海域のジャバ・ローサルファオイルの場合ですが、これは外資に對してわが国の株式の比率は実は一割に満ちておりません。しかしながら、これに對しまして、地理的な条件もございまして、低硫黄原油でございますから、わが国としては約四割の生産について日本が取得できるというふうな契約のもとに一部資本参加したというふうな例がございまして、それから先ほど触れましたイランの石油開発、これからでございますけれども、当然株の持ち分に應じて原油を取得するということになっております。

○松尾(信)委員 外資が相當、五〇％以上のシェアを持つておつても、輸入については有利な取りきめになつておる、間違いない、このようにお答

えだったわけですね。

次は、この石油の需給の見通しでありますけれども、「資源問題の展望」、これの中にも、ちょっとここに書いてありますが、「資源の入手の方式別配分の一試案」というようなものも出ております。先ほど質問がありまして、最近の新聞にもそういう数字が載っておったということでありまして、けれども、この石油業法におきましては毎年五カ年の需給の見通しを立てていくわけでありまして、現在の時点においてこの需給の見通しというものをきちんと立てられたものがあるかどうか。あれば、その数字がどのようになっておるかというところがわかっておれば、こゝでちょっと発表してもらいたいと思います。

○駐政府委員 御案内のとおり、わが国の石油業法では、向こう五年間の石油の計画を国が定めてこれを公表するという制度ができておりまして、毎年向こう五年のものを公表いたしております。四十七年以降昭和五十一年までの五年間のものにつきまして、先月石油審議会の御答申を得まして、通産省としてこれを公示したわけでございます。そこでは各石油製品の五カ年間の需要の数量が年度別にどうなるか、それに対して原油の割り当てをどうするかというふうな計画が詳細にきめられております。

○松尾(信)委員 そのように業法関係でも需給の数字は出てくるわけでありましてけれども、どのような考え方をそこに持たれてそのような需給の数字が出たかということが私は問題であらうと思うのです。単に、要するにGNPの問題だとか経済成長の問題、また過去のこのようなふうな方というものを土台にしまして計画を立てられておるとすれば、いままでは大体そのようなものを土台にしてこの需給の数量をお立てになっておるわけでありましてけれども、現在においてはどのような行き方で需給の見通しを立てるべきではないのじやないか。新しいいろいろな問題を取り上げていかなければいかぬのじやないか。需給見通しからいろいろまた海外資源の開発の問題も出てまいりま

しょうし、特に私がそこで考えなくちゃいけないというふうな要素でありますけれども、これは現在の交通の渋滞から自動車の使用というものの、もういままでのような伸びはないであろう。また産業の構造というものの相当今後変わっていくかなければいけないだろう、燃料を多く消費する産業というものをどのように抑制をしていかなければいけないかというふうな問題も残っております。

さらに公害という面からいいますれば、油の精製の段階においても相当出ておりますし、またそれが製品の段階において、また消費の段階において公害というものが広がっておりますし、大きな公害の要素が石油にあるといつてもこれは過言でないわけでありまして、そういう問題も加味して、やはり需給というものは相当考えていかなければいかぬのじやないか、私はこのように考えるわけですが、ですから今後、いまお話をあつた五カ年間の業法に基づく見通し、それにはそのような要素というものがはたして加味されておったかどうかですね。これは油の要することは当然わかります。わかりますけれども、そのままでずっと需給というものを続けていくこと自体は、プラスの面とマイナスの面からいってならば、むしろ公害というものをよくよく考えていきたいと思います。マイナスの面が大きくなっていくのじやないか、これを心配して聞いておるわけでありまして、どうですか。

○駐政府委員 五カ年間の需給の計画の策定にあたりましては、十年、十五年の計画とはまた趣を異にいたしまして、わりあい近い五カ年間の計画でございまして、お話のございましたようにマクロ計算と申しますか、GNPとかあるいは鉱工業生産等の数字を使ひましてマクロ的な試算ということももちろん実はいたします。と同時に、ガソリン一つとりまして、御指摘のございましたような自動車の伸びと内需の伸びというものは一定ではございません。そういう点につきましても、可能な限り五カ年間の先行きの見通しをミクロの見地からも分析検討いたしまして、毎年その変化を考慮して、毎年毎年向こう五カ年間というのを修

正するというのが実は法の精神にも相なっております。

非常に大きな問題として御指摘のございました産業構造の変化とかあるいは燃料多消費型の産業構造、これを一体どう見るのかということございしますが、当面五カ年間の時期にそう大きな変化は実は予想されるわけではないと存じます。が、方向といたしましては、やはり今後は燃料多消費型のもの、立地の場所の問題、土地の問題あるいは水の問題、輸送の問題等非常に多くの要因がございまして、やはり向こう五カ年の方で考えなければならない。たとえばアルミニウムの精錬一つとりまして、これは電力も使う、公害も起るという大型産業でございしますが、現在の開発プロジェクトというものはすべて現地で海外でアルミナまでつくって持ってくるという計画でございまして、さらに一歩進めまして、インドネシアのあるところでは日米合同の形で実はアルミの地金までやりまして、そこに大きな発電所をつくって、電力の一部は先方の農業開発、かんがいにも使うというふうなことで、地金を持ってきて高度の加工をやるというふうなことで動いておる産業も現にございまして、すべてがそうはいっておりませんが、方向としては経済協力の一環としてこういうことは意識して今後行なう必要があらうかと思ひます。

ただ、現実の石油の需要、たとえば重油の需要をはじきます場合に、そこまでのミクロのブレークダウンというのが具体的にまだできないという段階でございまして、公害の問題につきましては、これは確かに大きな問題でございしますが、やはり全体として重油の消費量というのが伸びることは否定できませんので、精製工場段階での脱硫それからユーザーの段階での排煙脱硫がおくれているが、この技術開発を早く進めて、これの実施にどんどん踏み切っていくということも含めまして、積極的に公害を起さないという路線の上でやっていく、これがやはり必要だろうと存じて

おります。

○松尾(信)委員 いまお答えがありましたけれども、要するにいままで経済成長第一主義というふうなたてまえが非常に強かつたわけでありまして、ですから消費量はふえる。また産業活動は非常に活発になる、その結果が公害その他のいろいろな問題をいま提起しておるわけでありまして、要するにすべてが国民生活第一、福祉第一というふうなたてまえに、いままでの政策というものを直していかなくてはできないということとは当然であります。ですからそのような見直しをしながら、石油の需給につきましてもそういう観点を入れて訂正していく、毎年毎年のあなたのはの業法に基づくものを訂正していくということが非常に必要であらう。要するに安易な需給の見通しはいけないということ強く私はこゝで要請しておくわけでありまして。

もう時間もあまりありませんので、次にまいりますけれども、いまお話をいたしました石油精製でございまして、でありまするが、精製企業に対して、いろいろな指導をしておられます。ですからどのような指導をして、その結果各企業がどのような公害防止の施設を行なつてきて、そして精製の段階における直接防止がどのように進んできたか。今後ともそういうことを推進していかなければいけないものが、なおなおどのくらい残っているかという点につきまして、お答えいただきたいと思います。

○駐政府委員 石油精製産業の公害防止努力がどうなつておるかという御質問かと承りましたが、石油精製産業自体は比較的——これは比較の問題でございまして、大気汚染にはあまり寄与しないと申しますか、比較的排出量の少ない事業でございまして、そこで問題は、石油精製事業がございするところは実は火力発電所もそばにできる、鉄鋼工業も立地してるといふ、大体従来過密工業地帯にございまして、その地域全体に対して低硫黄の燃料を供給していくという大きな責務がございします。まず第一の社会的な責務があるというこ

います。

とで、御案内のように低硫黄原油の開発にもつめておりますが、精製段階の責務として、相当大規模な投資を行ないまして、脱硫装置の建設というものを設備許可のときの条件といたしまして、全部実ばやらしてあるということでございます。

それから石油精製工場自体から出る廃ガスあるいは亜硫酸ガスというのは比較的少ないと申し上げましたが、やはりそのオフガスと申しますか、製造工程で出てくる廃ガスがございます。これは硫黄分がほとんどゼロである。こういうふうなものを自家燃料に使うとか、あるいは低硫黄の重油を自家燃料に使うというふうなことを、精製企業みずからやるということをしておりまして、相当厳重な公害防止協定等、現地であるようでございます。年々きつともなっております。

さいますと、一応その対策の中身まではつきりさせた形で、地元の公共団体等とは現在のところはあまり問題なく精製企業の場合にはいってあるのじゃないか、かように考えております。

○松尾(信)委員 新たに精製許可という段階におきますれば、業法に基づいていろいろの規制ができていくわけですが、既設のものについてはいろいろのきりかちとやっていたいかなくはできないというのがあるのだらう。その点は指導が行き届いて、既設の精製企業はほとんど公害を出さない程度までいっているかどうかということなんです。

○政府委員 最近大気汚染の基準等も強化されてきておりますし、現実には地元の自治体等との間でさらにきびしい公害防止協定等が各地で実ばできております。現実には、そういう公害防止協定で地元と約束がなされた線というもので企業としては対応しなければならぬわけでございます。そのうちのほうの規制も強まっておりますが、現在、石油精製産業総投資の約一五％ないしそれ以上のものを毎年公害防止投資に実ば使っておるといふような状況でございます。ここ二、三年非常に改善されてきて、現在の時点ではそう

大きな問題のものは少なくともないのじゃないか、かように存じております。

○松尾(信)委員 今度は石油をいろいろ原料にして製品をつくるという段階ですね。これが相当大きな排煙脱硫の問題を起しておるわけでありまして、これはいろいろの企業がございまして、特にその中で化学部門というものが、やはり大きな排煙脱硫という問題をかかえておるんじゃないかと思うのでございます。そういう業界に対してどのような指導、大気汚染に関する排煙脱硫に対する指導、その結果どのように業界がそれを受けて改善しつつあるのか、これは大まかでもいいですから……。

○政府委員 排煙脱硫は、石油精製工場におけるいわゆる脱硫と並びまして非常に重要なこれらの問題だと思っております。

それで一番の問題は、御案内のとおり火力発電所でございますが、この排煙脱硫につきましましては、まだ実は研究の段階でございます。通産省が大型プロジェクトで火力発電所用の排煙脱硫装置の開発に取り組みまして、基礎研究が二年ほど前に終了し、それを現在関東、中部、関西の三つの火力発電所で、大型のスケールアップした形で研究に取り組んでおる最中でございます。これが成功いたしましたならば、各発電所に、過密地帯にある部分は土地の関係でやや難があるそうでございますが、新規の発電所には、そういう排煙脱硫装置が取りつけられるように余地を残した形で、電源立地というものを通産省としては指導もし、それを条件に新規の発電所の許可を現にやっておりますということでございます。

それから鉄鋼でも、鉄鋼各社が共同いたしました、たしか川崎だったと思っておりますが、そこで共同の研究プラントをつくりまして、これは鉄鉱石の焙焼工場の排煙脱硫装置でございますが、これをいま目下研究中でございます。これは相当成果が期待されるわけでございます。成功すれば、各製鉄所の焙焼工場から出る亜硫酸ガスというものの除去に非常な威力を発揮するであらうというこ

とが期待されておるわけでございます。

そのほか一般工場でございますが、たしか、御指摘のございましたように化学工業関係、それから実は紙パルプ関係が亜硫酸ガスが相当出るわけでございます。これはいろいろの技術がございまして、外国からも、たとえばウエルマンロード方式といわれるような湿式法でかなりいいものが最近開発されてまいりまして、四十七年度末現在で考えてみますと、化学工業を中心に大手の約十数社で二十基近い排煙脱硫装置が、湿式でございまして、装置される計画で、これが具体化の日程のつておる、こういう状況でございます。まだその程度でございますが、今後技術の改善と相まちまして排煙脱硫装置というものを極力大型の重油の消費者のところへ装備していくということを通産省としてはすすめる方針でございます。

○松尾(信)委員 一番問題の火力発電とか鉄鋼関係ですね、これについては研究段階というところでありまして、これはすみやかにそういうものを完成して、早くやりますと大きな問題を起すのであらう、これは一言ここで申し上げておきます。

先ほどアルミニウムの話が出ましたけれども、そのようにOPECの関係だとかまたは現地のいろいろの事情、また日本における事情がありますから、現地で精製するという一つの方向というものを固めるべきではなからうか、このように思うわけですね。精製までやりたい、また化学工業までやりたいというふうなOPECの意向もあるでしょう。どのような国々からそのような要請があるのか、国別に要りませんけれども、そのような要請があるかどうか。またわが国としても消費地の精製主義というものについてどのように今後方向づけをしていこうかと考えておるかという問題であります。

○政府委員 幅の広い御質問がございましたので逐次御答弁申し上げます。

アルミニウムでは先ほど実例を申し上げたわけでございますが、たとえば石油化学でございます

すが、イランにわが国が最近利権を取りまして、石油の探鉱に乗り出すことに相なったわけでございますが、それと並行いたしまして、イラン国でいま生産されておる天然ガスを使いましてわが国が資本、技術を出しまして相当大規模な石油化学工場を建設するというのが同時にございまして、現にそれがなされておる。わが国の石油化学工業というのは逐次原料のあるところに工場を持つていくという動きが、この実例からございまして現にあるわけでございます。

それからあと非鉄金属の関係でも一つ申し上げます、銅の関係でございますが、OPECと並びましてCIPPECという組織が実はございまして、OPECほど強力ではございませんが、やはり産銅国の横の共同した機構でございます。それらの国々はいずれも現地でやはり精錬までひとつ極力やつてもらいたいという希望を申し述べております。具体的なプロジェクトとして、現在ペルーの南部におきまして、わが国の指導のもとに精錬所をぜひつくりたいというものがございまして。

それからインドネシアにつきましてひとつ申し上げたいのですが、インドネシアにつきましてはわが国からの資本なり技術の提供によりまして、インドネシア自体が開発した原油というものをその精油所で製油をいたしまして、そこでできた低硫黄の原油というものを代金の決済として日本に渡そうじゃないかということで、これが現在行なわれております。昨年の暮れあたりからそういう形での低硫黄の重油というものがわが国に輸入されつつあるという具体的な例がございまして。これは日本のやはり今後の一つの形を示しておるのではないかと存じますが、やたらにただ海外に製油所を建てるというだけではこれはあまり安定した形ではないのであって、日本がやはり石油開発に乗り出しておる国で、その場で一緒にやるといふような形を中心にしたが安定した形で事業をやっていく、その場合にはOPEC等々と共同でやるということも十分考えていいんじゃない

量の可能性については、通産省といいたし、今後検討してまいりたいと思ひます。

○松尾(信)委員 それは、総体的なそういう調査がなされまして、しかるべき段階の上での問題になると思ひますけれども、現在こういうものがある、それについてはやはり真剣に取り上げて、そうしてこれは日本全体として国益のために使うべきであらう、こういうことを言っておるわけですから、今後積極的に折衝をなされるより、これも強く要請しておきます。

最後でありますけれども、先般も外貨減らしの問題で第二外為会計等の話が出ております。大臣もそのような政府の統一見解を発表しておりますけれども、これは一つには、石油の開発ということにからめましても、海外経済協力のために日本は思い切つて外貨を使うべきである。特に政府援助というものが、情けないかな、日本は非常に少ないわけでありまして、どちらかという輸出に伴うクレジット供与という面でもふえておりました、内容的にいえばほんとうの海外経済協力になつておりません。でありますから、かりに第二の外為会計等ができた場合には、単にそれを備蓄に使うという考え方でなくて、やはり大きく相手の地元のために協力していく、この政府の援助というものを思い切つてふやしていく。いま民間のバイタリティーが大いに強いとおっしゃいますけれども、経済協力が伴つて、石油の開発というのは非常に大きな問題でありますから、そういうところで開発公団等を使うと使つて、政府の援助というものを有効あらしめる結びつきをなしていくべきじゃないか。そのようなところから出てくる。プロジェクトというものを今後は公団中心にやらせていく必要があるのじゃないか、このように考えるわけですか。ちよつと複雑な問題になりますけれども、これはひとつ事務次官からお答え願つたほうがいいのじゃないかと思ひますが、どうでしょう。

○稲村(佐)政府委員 御指摘のように、石油開発を進めるためにはその前提として経済協力全般にわたる産油国との交流を進める必要があると思ひます。

ます。経済協力を行なう機関としては経済協力基金、輸送があるからこれらを活用し、これらと石油開発公団とは密接な連携を保ちながら石油の開発を進めてまいりたいと思ひます。

○松尾(信)委員 もう少し申し上げたいのですけれども、やはりうんと政府援助をするということですね。それから特に経済協力の関係と石油開発というものを結びつけて、もう少し開発公団をうんと使え、バイタリティーを与える。そうしますと、民間のバイタリティーにたよっている日本の開発のあり方が自然と開発公団中心に移行するであらう、こういう観点から申し上げておるわけで、外貨減らしが一点と、その中で石油開発の問題、そこに開発公団を使つていきなさい、こういう一つのコンビでワンセットとして言うておるわけでありまして、もう一回どうぞ。

○稲村(佐)政府委員 大臣も昨日お答えいたしましたとおり、外貨減らしという問題は、石油をはじめといたしまして、通産省といつたしましては具体的には大蔵省と詰めていたしておる現状でございます。そういう意味合から、世界の石油事情の推移とまた日本の将来の消費の急増等を考へて、今度公団法の一部改正が提出されておるわけでございますが、これは一歩大きく前進をいたしておるわけでございますが、これで足りるものではないでございます。そういう意味合から、いま御指摘の点は前向きにひとつ検討を進めてまいりたい、こういうふうな考へております。

○鴨田委員 川端文夫君。

○川端委員 きょうは私の都合もありまして時間を短く質問申し上げて、後日にまた質問を残したいと思ひますけれども、理事会の決定というものが守られていないことに対して、私は委員長に強い要請を申し上げておきたいと思ひます。

私の都合で短い時間だということでも申し上げるわけでありまして、きょうは質問いたしますが、今後はこういう状態ならば質問を取りやめさせていただきます。いたしたいことをあらかじめ御理解おきを願ひたいと思ひます。

そこで、長い時間公団の総裁にお待ち願つたわけでありまして、とりあへず公団の総裁に先に質問申し上げて、時間の許す限り他の質問をいたしてみたいと思ひます。

この公団法の一部改正案は、昨年五月の石油資源政策確立に関する決議及び十二月における石油政策の確立に関する決議という商工委員会の決議がもとになつてできてきたものとして私も受けてとめ、これを審議しようとしておるわけですが、そこで公団総裁に申し上げたいのですが、いろいろから御質問もあつたように、石油政策を推進していく場合においては公団を強化し、これが法案の内容であらうと思ひます。いままで、そこでの業務の拡大に伴つて、いままでなかつた備蓄なり可燃性天然ガスの開発等をやられるわけになるわけですが、いま出しておる法案の中には理事二名を増員するということだけしか出ていないわけですが、公団の内容に対してはどのような機能の強化に対しての準備、用意をされているかということをお答え願ひたいと思ひます。

○島田参考人 私ども公団は人員が百二名でございます。百名ちよつとでございます。公団ができてからすでに四年半たつておりますが、その人員の内訳は女子職員、タイプ、交換手等を除きますと、実際に仕事をしておる者が約七十名程度でございますが、その中で技術陣が約四十名、三十名が事務系統でございます。

その中で、私が公団発足と同時に、職員として就任いたして以来、一番力を入れた問題は実は技術陣の確保でございます。これに私は全力を傾倒いたしましたつもりでございます。御承知のように私どもの公団は、性格から申しまして単に資金を供給するということだけではございませんので、民間と一体になりまして、利権確保のためその鉱区、地質的評価等技術的な問題が非常に大事な問題でございます。有望な地点を確保するというのがまず先決問題でございます。そういう意味で有能な技術陣をとることに全力を注いだわけでございます。

ですが、ただいま申し上げましたように四十名でございます。これは先ほど岡田先生からお話ございましたように、主としてかつて国策会社でありました石油資源開発を中心として得ましたから、民間とは給与その他違つたわけでございますが、石油の開発に情熱を傾ける、そういう考え方のものと四十名集まつたわけでございます。ところが、全体といたしまして石油の開発に関する技術者といふのは、先ほどお話ございましたように、石油、石油資源開発、それとアラビア石油、これだけといつてもいいわけでございます。しかも国内の石油を開発してまいりました関係から中堅の技術陣といふものは非常に少ない。そういう技術陣は全体でせいぜい五百名足らずでございます。その中から私どものところに参ります中堅の技術陣といふのは、単に現場の探鉱開発をする技術陣ではなくして、民間からいろいろプロジェクトが出てまいりましたときの地質評価をする、あるいは外国にデータがある場合には外国の資源国あるいはオイルカンパニーのデータを見ましてこれを判断をするという意味で、私どものところは民間の要請によりましてコンサルタントの業務をやつております。民間からそういう利権問題があつたときにはほとんど私どもの公団の技術陣に相談に参ります。同時に、民間その他外国の要請によりまして毎月技術陣が海外に出ていないことはおそろくございませぬ。そういう意味で技術陣はフル運転でございますが、全体として非常に技術陣が足りないという面でも、今後私どもの機能を拡充する上には一番困難を感じておりますのは、率直に言つて技術陣でございます。しかし、私どもの公団の業務といふのは日本の国全体の業務であります。全体の仕事を受けて持つておるわけでございますから個々の企業という立場でございませぬので、ただいま申し上げますように幾らかでも公団に技術陣を集めて、これを民間全体として、あるいは日本全体として活用するつもりでおりますが、今後とも何とか無理をしてでも技術陣をふや

そう、こういうふうに考えております。

それからもう一つは、石油の仕事というのは、事務系統もそうでございますが、全く経験に基づいて、一つの基準のもとに事務的な仕事をすることではございません。一つ一つのプロジェクトが、条件も違えばその体質も違ふ、相手方も違ふということでございます。同時に先ほどからお話がありまして、条件の態様が急変しつづつあるわけでございます。資源国の条件しかり、またオイルカンパニーにファームインする場合のオイルカンパニーの経営戦略の激変またしかりでございます。そういう情勢に対応していくためにはいろんな経験を積んでまいらなければ、要するにネゴシエーターとしてもなりませんし、情報をキャッチする仕事にも実は向かないわけでございます。そういう意味では訓練をしてまいらなければならぬわけでございます。先ほどの理事を増員するという問題は、これはまた御承知のように、外国との関係で利権関係の情報を収集したりあるいはこれとコンタクトしたり、利権交渉したりする場合はほとんど要するにトップレベルでございます。そういう意味で海外に出ていたり交渉したりする場合には、どうしてもディレクターという立場でないとなかなかできないというところにこの二名増員の問題があると思ひます。そのほか、ただいまお話しのように、今度新しく政府の政策として備蓄の問題あるいは天然ガスの問題あるいは技術センターの増強等ございますので、理事二名増員ということになったと思ひますが、率直に申しまして、私どもの女の子に至るまで百名は夜を日に経て仕事をいたしております。ただ私は、できるだけ人員をふやさずに精鋭主義でいこうという考え方に立っておりますこと、だれでも来て公団で仕事ができるというわけではございませんので、そういう意味では私ども与えられた人間を何とかして訓練し経験を積んでいくという面を考えると同時に、要するにこの中のチームワーク、そうして組織化を考えながら、もし理事二名の増員がこ

こで御審議いただいて成立をいたしました場合には、同時に組織化の問題と増員の問題を、数の問題よりも質の問題を考えながら増員していきたい。しかし率直に申しまして、政府機関は民間と違いますので、有能な人材を集めることはなかなか至難でございます。しかし私どものところにおります職員は、私から言うのは非常に口幅つたいわけでございますが、相当優秀なスタッフがあるということを私は誇りとしております。今後も努力して、少数精鋭で与えられた仕事の使命達成に邁進してまいりたい、こう考えております。

○川端委員 いろいろ現状に対する御説明はありましたが、私は何もいままでサボっていた、能力がなかったと言ったわけではないのであります。これだけいま公団法の改正をしてでも仕事を拡大してほしい、こういう要請のもとにこの法律をつくつても、やもすると、人手不足その他において十分な機能を發揮できないのじゃないか。けさからの御質問の中にもありますように、いまの政府の計画だけでは足りないのじゃないか。特に日本のような現在外貨の余っているときに、第二外為会計をつくつても資源備蓄その他に対してもっと積極性を持つべきだというのが大方の見地であつたと思ひます。したがって、これらの問題に対して対応できる心の準備というか人の用意というものが当然必要じゃないか。これらの訓練というか養成に対する用意がはたしてあるものであろうかどうか、こういう心配をしながら、まあ幹部職員はあるいは求めれば得られるかもしれぬけれども、中堅幹部はいまの世に、給与ベースがどうなっているのか詳しいことは承っておりますけれども、なかなか得にくいんじゃないか。多少の成績をあげたからといって、賞与を急に五割増しにするわけにもいきませんまいし、いろいろな意味で容易ではなからうと思ひけれども、これらに対応して政府との積極的な折衝が必要ではないか、こういうことを考えながら御質問申し上げているわけですが、時間の関係であまり長いこと言いませんが、せっかく仕事を与えてもいわゆるス

タッフが足りぬというようにことで停滯するようになつてはならないように、十分の御配慮をお願いしたい、こう思ひます。

もう一つは、これもまた午前中に議論がありまして第二白竜丸を貸与されて現在動いておるわけですが、これをいろいろ調べてまいりますと、事業計画を始めたのが昭和四十年、それが四十六年にでき上がった、こう報告されておりますから、おそろく設計その他を準備したのはそれから一、二年先じやなからうか、こういうふうにも理解できるわけでは、いまのような技術テンポの早い時期に、もう第三白竜丸というか、何かの用意をなすべきではないか。私は日本海海辺に生まれ、たものでありますからいろいろ見聞きする機会が多うございませうけれども、日本海は御存じのように非常に波浪の高いところで、特に冬などはたいへんな海であるわけでは、したがって冬には完全操業できないときと返る、白竜丸をときどき退避させなければならぬということも聞いておるわけでは、しかも白竜丸はやはり海で仕事をする場合に足をおろさなければならぬわけですから、これが五十メートルだという話でありまして、もう少し深くいければ、あるいはもっと資源開発にも有利な面があるように思ひます。御承知のとおり、できたものは最新の技術を駆使してやっておりますけれども、もうすでに四年なり五年の年月に計画されたものから見れば、もっと優秀なものができる時期に至つてはいるように思ひます。今度はどうして次の白竜丸的な役割を持つ船を用意されようとしたのかという一面と、もう一点は、時間の関係上全部言つてしまひますが、輸送船舶建造に対しての法律の仕組みを見ていると、ほかにあるのかも知れないが、石油なり天然ガスを運ぶためにだんだん大量になつていくことは、いろいろな意味から明らかにしておるわけですが、輸送船舶の問題に対して触れなくてもよかったのかどうか、この点を承つておきたいと思ひます。

○駐政府委員 日本は海外から石油を持つてくるわけでございますから、船なくては話にならないわけでございますが、現在わが国が輸入いたしております原油船積み取り比率は大体六五％程度ではないかと思ひます。港の問題、海上交通安全の問題等いろいろ問題は山積しておるわけでございますけれども、計画造船と申しますか、いろいろ造船関係についての助成措置もあるわけでは、二十万トンクラスのタンカーをだんだん整備していくという方向で進んでおるようでございます。今回の公団法の改正にあたりましては、主として最も立ちおくれになつております開発面での政府のてこ入れということを中心と考えた次第でございます。長期的に見て輸送が非常に重要な問題点であるという点は、まさに御指摘のとおりだと存じます。

○島田参考人 先ほど、機能の拡充に伴う内部の整備の問題にお答えいたしました。が、不十分でございまして、毎年度増加に非常に苦勞をいたしております。定員のワクの範囲内で人員を雇うわけでございますので、この定員がふえない限りは、当然御承知のことと存じます。そういう意味では、政府に申しまして、来年度、この法律改正が通ると同時に強く要請をいたしたい、こういうふうに考えております。

それから、例の掘さく船の問題につきましては、先ほど島田先生から御質問がございまして、掘さく会社といたしましては、少なくとも最小限十は前後持たなければ世界的に掘さく会社にならない。しかも、いま先生のお話でございますように、水深なりあるいは掘さく深度なり海洋の状況なりに応じましたいろいろな船を取りそろえて持つておるというのが本来掘さく会社の通例でございますが、日本は御承知のようにわが国の船しか持つておらぬ。それからもう一つの問

タッフが足りぬというようにことで停滯するようになつてはならないように、十分の御配慮をお願いしたい、こう思ひます。

題がございまして、耐用命数が、償却年限が七年では短過ぎるじゃないかというお話も先ほどござ

いまして、一番の問題点は、たとえいま大陸だなどで開発をいたしております時期に、同時にあちこちで一斉に船が必要になってくるわけでございます。そのときには船が多数要るわけでございますが、ある程度一巡しますと、同時にその船が遊ぶという問題が実は船にはつきまとうわけでございます。いまして、掘きく船というのは、要するに仕事量さえあればリースキーではないわけでございます。それを順次に大陸だな周辺でやる場合に、一つの地域の掘きくが済んだら次をやるといふふうに、時系列にやってくればいいわけでございますが、一斉にきたときには船がたぐさん要って、それが今度は一巡しますとみな遊ぶという問題が、掘きく船にとって一番大きな問題でございます。

したがって、そこに、いまのような時間的な問題からアイルランドができる場合が非常に多い。これが半年休みますと実はたいへんなコストアップになるわけでございます。これが一番、基本的に耐用命数を長くするが短くするかの一つのポイントになるわけ。

いま先生からお話がございましたように、掘きく船というのはほとんど進歩してまいりますから、そういう面では、技術革新に伴いまして償却年数というのは短くなるのが本来でございますけれども、いまのような問題を考えますと、アイルランドの場合の採算に合わないという問題と、両方加味して考えなければならぬという問題があるわけでございます。ただ、しかし、先ほど鉱山石炭局長からもお話がございましたように、いまは要するに大陸だなの周辺ではもう船が足りないという実情でございまして、実はいまこれからつくりうとして間合に合わない。したがって、いまのような問題を加味しながら、おそらく通産省といたしましては前向きに検討するというところでございまして、私もそれに沿って検討を進めてまいりたい、こういうふうにご考えております。

○川端委員 鉱山石炭局長、いまの總裁の答弁

は、あなたも賛成できる立場で答えていただけるかどうか。

○莊政府委員 これからの石油の探鉱というものは、海が陸よりもむしろチャンスとしてもふえてくるのではないかと。現在のわが国のプロジェクトでも、海が実は非常に多いわけでございますが、そういうところから当分の間掘きく船、特に深いところの海で作業ができる近代化的な掘きく船といふのは、世界的にもそう数があるわけではございませんので、需要が多いのではないかとはいふに考えます。したがって、總裁のお話にもございまして、いま非常に不足しておるといふ点はそれとおりでございます。外国の船を使いますと第二白竜どころではない、もっと高い一日当たりの金が取られるということも実は聞いておりますが、何しろ現在白竜しかございせんから、海外のものもそれは使わざるを得ません。その場合にもそのコストといふのは、当然探鉱費としてそれだけかさむわけでございますから、国もその点は配慮して、民間に対して、船を雇うのに苦勞しないように出資なり何なりでめんどろを見るというところは一つの行き方だと存じます。しかしそれと同時に、やはりわが国として、これだけ海にも囲まれておりますし、東シナ海にも有望な油田があると聞きますし、長期的に見ました場合には、一隻ぐらいいし十分な性能の船がないということはいかにしてもさびしい問題でございまして、将来それがかりに岸につなげて、もう仕事があまりないというふうな、調査をし尽くしたような時点も来るかと存じますが、そのときはそれでこれはまたしたかたがないわけ、したがって、そういうリスクがあるからこそ石油公団あたりの一環としてこれを民間に貸し付けていくことがやうな体制は、現在よりも強化されるべきか、やはり望ましかろうと思ひます。公団に船をふやす場合でも、一体出資でやるのか財政投融資でやるのか、いろいろな方法があろうかと存じます。補助金でやるのも考えられますし、出資で考えるとい

う方法もございましょう。そういういろいろな技術的な問題がございまして、やはり方向としては、この問題は前向きに考えるということが適当なんじゃないかと私も考えております。

○川端委員 總裁、まだ承りたいことはあります。後日また機会もありましょうから、どうぞお引取り願ひたいと存じます。

局長にちよつと承りたいのですが、最近新潟沖の探鉱成功もあつて、大陸だなの問題が非常にクローズアップされてきておるわけ。そこで、日本は大陸だなの条約には参加していないのじゃないかと思ひますが、国際条約は大陸だなの条約の定義もありませんから別にいたしまして、深層に至るといふような問題が隣国との間に起きるといふことを聞いておるわけ。たとえばシベリアの付近においてはソ連との関係が起きるのではないかと、あるいは尖閣諸島の占有の問題をめぐつても三つの国がいまいろいろ所有権を言わざるを得ない。あえて言うならば、ここでは外交問題を言いませんから、言わざるを得ないというところは、深層の海底資源の問題ではないか。そこで、大陸だなの境界等の問題なり大陸だなの解

釈の問題に対して、どのような、国際的というか近隣諸国との協議が行なわれつつあるのか、行なわれていないのか、この点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○莊政府委員 御案内のとおり、日本はまだ大陸だな条約には加盟いたしておりませんが、地理的な条件から申しまして、これからの大陸だな開発が非常に重要になっておりました。韓国との間でも外交問題を生じておりました。それから台湾、中共との問題につきましまして、尖閣列島その他御案内のとおりでございます。現在の大陸だな条約に日本は入っておりませんが、たとえば台湾も入っておりますし、当然国際的に話し合ひをする場合には、この大陸だな条約といふものにお互いに将来加入するであらうという前提のもとに、一つの重要な国際的な慣習と申しますが、そういう意味の力を持つわけでございますが、大陸だな

条約の上では、どこまでがその国の大陸だなのかといふのをきめる場合には、原則としてその当事国間の合意によりきまるのだ、合意が成り立たないときにはいわゆる中間線と申しますが、そういうものとしてさばいていくのだ、こういう条項が実はございまして、したがって、韓国、台湾等に対しまして、わが国は大陸だな条約の精神というものを踏まえて、問題の地域についても大方としての権利を主張しておるといふことが現状でございます。

なお、それでは大陸だなといふのはそれぞれの国の合意だと申しますが、具体的にどういふ立場で主張するのが合理的なのかという問題でございます。大陸だな条約では二百メートルまでの深さのところ、これは明らかに大陸だなであるし、大陸だな斜面の一部、二百メートルからもう少し深くなつていくところでも、現在の技術で資源の開発が可能であるというように考えられる深さのところまでは大陸だなと考へてしかるべきだ、こういうことになっておるようでございます。

○川端委員 その解釈は存じておつて質問しているのです。私の聞こうとしてゐるのは、いま大陸だな開発が非常に世論化しているときに、資源のない日本としては少しもあればいいということ、大陸だなの問題はだいたい国内の世論化しておる姿の中に、現在の原点上に立つて大陸だなではやはり油層が狭い、少ない、こういう条件の中でしか掘れないということになっておるうちに承るので、したがって、やはり大陸だなの解釈を通じて隣の国との話し合ひも行なわれるべき時期ではないのかという立場で聞いてゐるのです。行なつていなければ行なつてないの、協定なり交渉をしてゐるのかどうか、こういうことを承らうとしてゐるわけでありませう。

○莊政府委員 現在のところ、大陸だなの共同開発についての近隣国との交渉といふものはございせん。現在問題になつております大陸だなに関する紛争と申しますのは、わが国が開発を欲して

おり、しかもわが国の立場から見ても明らかに日本の大陸だに属するという部分について、不幸にして相手国がそこへ権利を主張するためにそれが実行できないという意味において、外交交渉が韓国等とは行なわれておる、こういう状況でございます。したがって、明らかに相手方の大陸だに属する部分について、当方も関心を持ち、相互に乗り入れの形で共同で開発しよう、大陸だなを合わせて一本と見て開発しようというところまで現状はまだ熟しておらないというのが実情でございます。

○川端委員 これももう少し聞きたいのだが、後日に回しまして、いまの原油直接取引の問題点について、二、三尋ねたいと思います。

現在来ておられるように思うのですが、OPECのパチャチ事務局長ですか、日本に来ておいておられるいろいろな接触をされておられるように聞いておるのです。そのことはそれとして、いろいろの意味における接触はけっこうだと思ふのだが、昨年の十二月の国会におけるいわゆる業界代表の参考人招集のときの答弁の中に、滝口石油連盟会長から、現実を無視するなという立場でかなり強い批判をされたいきさつがあったように承っておったのです。その問題は、かりに日本が直接買ひなり直接採掘をいたそうとすれば、当然国際資本というかメージャーの妨害等にあつて、かえつて不利になるのじゃないかという考え方からの御意見でないかとも受け取れる一面があつたのです。が、そういう、従来日本の需要石油の九割までメージャーから買つておつた日本の現状から見ると、このメージャーとの調整ということが、いまの立法をしてこれから日本が海外に資源確保をしていこうというときに、当然摩擦が起きるおそれがあるのではないか。ある意味におけるそれらの警戒が必要であるのではあるまいかと思ふのです。この関係は心配ございせんか。

○駐政府委員 OPECの値上げあるいは資本参加というふうな大きな流れの中で、従来長年続けておりましたメージャーの金城湯池と申します

か、そういう体制というのは実は大きな変革期に来ておるといふのが世界の共通した認識でございますし、メージャー自身もその点は十分に考慮しておるといふふうに私も実は考えております。

従来はOPECとメージャーが対立関係にあり、消費国である日本やドイツ等はそのメージャーのそでにぶら下がつておるといふことが、今回で場外に立たされておつたという形から、今回はドイツ、日本とも積極的に原油の開発に乗り出してくる、それからOPECのほうも、ただ値上げを迫つただけではなくて、原油をみずから手に入れてこれの処分をしようということ、二極構造から三極構造に、世界の石油情勢はますます複雑になつていくということかと存じます。

その中で、ただいま滝口石油連盟のお話も出ましたのですが、メージャーといふもののいい意味での協調、これは今後とも日本は十分に念頭に置いて考えていくことが正しかろうと存じます。何しろ、年に四十億ドルからの採掘、開発融資を続けておるメージャーでございます。わが国との関係は深いわけでございますから、一つの安定供給源としてメージャーとの正しい意味の協調ということとはぜひ考えるべきことと存じます。同時に、開発の面ではメージャーだけにのみ依存しておればそれで十分なんだ、メージャーから輸入したほうがむしろ安いのだ、開発しても意味がないのだ、そういう形では、世界のこれからの石油事情を考えます場合には、これはとうてい十分でないというところがまた多くの御意見であらうと思ひます。すし、通産省としてもさうに考えております。むしろこれからは、OPECを一つの柱とし、片やメージャーと日本とがまたそれに対して事業参加をしていくというふうな形での開発というものが相当重きをなしてくるのではないかと思ひます。

現在、中近東等でも古い形の利権といふものはメージャーの手によつて占められておりますが、昭和五十年から五十五年にかけまして、ほとんど

それらが契約の更改期に入つてくるという問題もございまして、それらの利権といふものも今後OPECとしては前向きにどういう形で処理しようとするか、これは非常に大きな問題でございます。わが国としても、メージャーとは、一言で申せば協同競争の関係を基本としながら、競争すべきところは競争し、協調すべきところは協調する、共同事業としてもやつていく、こういうことがやはり非常に必要ではないか。そうして、みずからも石油開発に乗り出すことを通じまして、従来のようにメージャーのそでにぶら下がつておつたような形から漸次脱出することをはかつていく、これが非常に大切ではないか、こう存するわけでございます。

○川端委員 だいぶん私の予定時間がなくなつて、申しわけないのですが、中小企業庁の進さんと大蔵省の浅野さんにも来ていただけておるのですけれども、私のかつてなんですが、お許しを願つてお引き取りをいただきたいと思ひます。どうも済みませんでした。

私は、いまの局長の御答弁に対しては、まあさううまくいけばいいというところしか言ひようがございせん。いうなら、やつてみなければわからぬ面もあるけれども、かなり業界の代表的な立場におる滝口さんですら、さうかつて、せつかりにものをやるべきじゃないという発言が委員会に上つたことが頭に残つておるわけです。したがつて、この点はやはり、いまや協調と競争というものの使い分けはなかなかむづかしいかろうと思ひますが、ひとつ十分留意されて、この法律ができたあとにこの法律そのものは完全だという立場でなく、もっと大幅にやるべきだというのが、いわゆる第二外為法をつくつても積極性を持つてというのが各議員の意見でもあることを考えると、当然わが国として資源の安定確保に対して大きな努力を踏み出そうとしておるときだから、これらの問題に対しては単なる協調競争ということではなくて、御準備をしておいてもらひたい。

それから、もう一つの問題は、時間がなくなりましてからちよつと尋ねたいのだが、先ほども同僚議員からの質問がありましたけれども、石油の需要が減つてきているんじゃないか。この石油の需要計画を見ましても、GNPの伸びを年間大体一・一％と見ながら計画を立てておる。ところが、昭和四十六年度は四・三か四になるだろうと言われておるし、四十七年度ははたして七・三になるかどうかというこの問題点もあるわけですが、しかし私どもは、長期展望に立つての資源確保に對してこれを否定する立場で聞こうとするんじゃないわけですが、現実の問題としては、新聞の伝えるところによると、ことしの石油精製設備は一年延長するといふことを伝えられておるわけですが、その原因は需要の減少か、あるいは設備過剰になつておるのか、この内容をお聞かせ願ひたいと思ふのです。

○駐政府委員 率直に申し上げますと、従来石油消費の伸びといふのはマクロ的な一つの指標を中心に見ておられます。それで、石油の国内供給にいささかも不安をなからしめるということが石油業法での設備許可の大原則でございますから、いささかも供給に不安なからしめるという前提で、大体三年向こうの設備を許可してまいつておるわけでございます。不幸にして今年度、四十七年度の経済成長率も予想よりもはるかに下つた低いものだと思ひますけれども、だれでもさうだと思ひます。四十七年度のような経済状態が今後永続することを願つておるものではないかと思ひます。日本経済の持てる力といふものを十分に利用すれば、施策よろしきを得れば、当然に景気も立ち直り、いつかのように一・二、三％の成長率の見方で六億七千万から七億七千万という範囲のある間の七億七千万というところで、七億七千万

ルというのが一年とか一年半先に延びることはあるかも知れません。しかし長期的に見れば、先生御指摘のとおり、わが国の石油需要というのはやはり世界最大の伸びをすることだけは、これはもう全く疑う余地がありません。一九七〇年代を通じて世界の需要の伸びがやはり数%の伸びで、そうして七〇年代の石油の消費量というものはおそらく、世界で人類が石油を始めて以来今日までの約百十年間の総消費量に匹敵するだろうという点につきましては、これは米國なりヨーロッパの景気がやや停滞しておる昨今においてすら世界の石油の専門家の完全に一致した意見と聞いております。こういう点を、私どもは長期的な政策を考えます場合には短期的な変動でぐらついてはいけないので、長期的な問題は何か変わっておらぬ。一、二年のズレは、十年、十五年というタームで見ましたときにはほんの誤差の範囲の程度であり、石油開発の重要性というのはふえることはあつてもいささかも減らない、こういうことを政府としては肝に銘じて努力すべきであらうと考えております。

○川端委員 時間が参りましたので、これで質問を終わりたいと思うのですが、局長、この法案の中に盛り込まれているのは、少なくとも石油需要がこれから伸びるであろうという意味において備蓄も考へる、あるいは探鉱もやる、天然ガスの開発ももちろんやるということを中心にして、基本として考へて皆さん提案されているのです。したがって、そうであるとするならば、景気浮揚の意味からいっても、精製を一年延期するよりも、精製したものはたして備蓄はできないのでしょうか、この点はいかがですか。意見だけ聞いておきたい。

○駐政府委員 向こう三年目の設備を先へ先へ許可しておるということを申し上げましたので、昭和四十九年度一ぱいに必要となる設備というのは、昨年の秋に、許可書は出ておりませんが、すでに石油審議会の御了解を得て実は内示をいたしておりますし、地元の都道府県等とも完全に意見

の調整を終わっております。ただ、これらのものはまだいずれも着工はされておられません。そういう状況でありますので、さらにその上にいたずらに先行きの許可の内示を積み重ねるということは必ずしも必要ではありません。現にそういう設備がきょうあるわけではございませんので、特に備蓄につきましては、製品で備蓄するよりもむしろ輸入原油で備蓄するという形のほうが備蓄コストの点一つとりましても合理的じゃないかというふうに考えますので、備蓄のために設備増強をやりますして、そしてその製品を政府が買うとか、こういうことは実は考へておらないのでござい

ます。

○川端委員 終わりますが、あまり議論をしたくないのですが、きょうはいろいろな問題を聞きたかったのですが、とにかく一面においては将来の日本のビジョンというか展望の問題に立つてこの法案の問題であり、当面の問題もあるわけですが、景気浮揚に対して何をしてもらったほうが、景気浮揚に一面役立つかというものも考へながら、私どもは審議をせざるを得ないという現実を持つていくわけですから、そういう意味においては、私は昨年度許可したやつが今年まだ設備にかかっていないから、現在昨年のものさえやっていないのだから、三年後のやつはいまから許可せぬでもいいということをしなさい、それはやはり景気浮揚というものを――あなた方は、鉱山石炭局長であるけれどもやはり日本の官僚なんだから、そういう意味において、景気を立て直す意味において役立つことがあればそこに多少の勇氣があつてもいいんじゃないかということをお願い上げて、後日の質問を留保させていただきます。どうもきょうは失礼しました。

○鴨田委員長 次回は、来たる七日午前十時理事會、午前十時三十分委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後三時十九分散會

昭和四十七年四月十七日印刷

昭和四十七年四月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局